
◎開議の宣告

○議長(福島尚人君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、谷君、11番、田畑君を指名いたします。

◎一般質問

○議長(福島尚人君) 日程第2、一般質問を継続いたします。

10番、谷君。

[10番 谷 園子君質問者席へ]

○10番(谷 園子君) おはようございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

初めに、補聴器購入への助成についてです。高齢化社会を迎え、加齢による難聴が年々増加しています。日本補聴器工業会の調査、これはジャパントラック2018の調査報告ですが、日本の難聴者が人口に占める割合は11.3%で、欧米とあまり変わりませんが、補聴器所有率は14.4%、欧米の所有率の半分以下となっています。ちなみに、イギリスの所有率は47.6%、ドイツ36.9%、フランス34.1%です。その理由の一つが補聴器の価格が片耳3万円から20万円、もっと30万円とか高いのもありますが、非常に高いことです。保険適用もなく、また諸外国と比べて国からの補助体制が極めて不十分で、高くても買えない人や我慢する人が多いのです。

難聴になると、周囲からの情報量が減少します。よく聞き取れないことから他人との対話がおっくうになると、認知機能の低下や生きる意欲の損失が起きると考えられています。補聴器の普及により難聴に早く対応することは、生活の質を落とさず、日常的な対話や地域住民との交流を促進して、元気に過ごすきっかけにもなります。町独自の加齢による難聴者の補聴器購入に対する公的支援制度の創設を求めて、以下質問いたします。

1、身体障害者手帳を持っている方の国の補聴器助成制度はどのようなものですか。また、当町において国の制度を利用している人はどのくらいいますか。

2、日高中部広域連合が作成した第8期介護保険事業計画の在宅介護実態調査の中に、本人が抱えている傷病について報告がありました。それによると、眼科、耳鼻科疾患で視覚、聴覚障がいを伴うものが26.5%とのことでした。これは、構成町2町のデータですので、ぜひ当町独自に高齢者に対し、聴覚障がいの有無や補聴器の使用状況などについて実態を調査することはできませんか。

3、英国の医学雑誌「ランセット」の研究報告によれば、難聴は認知症発症の危険因子の一つとされています。早期発見、診断で補聴器をつけることが症状の悪化を防げます。補聴器をつける

ことで余暇活動、社会的参加を促すことが認知症予防にもつながります。それで、1つ目は、高齢者の特定健診の問診の中に聴力についての項目を入れることはできませんか。

2つ目、当町もぜひ高額な補聴器の公的助成を行うことはできませんか。

次の質問は、冬の暖房費等の支援についてです。今年の灯油価格は大幅に高騰しています。9月10日時点で1リットル99円です。ただ、これは平均の目安です。お店によっては税込みで101円、102円のところもありましたことは申し添えます。特にコロナ禍にある今年の冬は、在宅で生活する低所得の高齢者をはじめ、障がい者や独り親世帯の生活が心配されます。当町においても灯油代を節約し、厚着をして過ごす高齢者の方々がいます。中には昼間はストーブをつけずに我慢している方もいます。そこで、高齢者や障がい者をはじめとする低所得者の方々に大きな負担となる暖房費等の支援を求めて質問します。

1、北海道が市町村へ支援する高齢者等の冬の生活支援事業はどのような事業内容ですか。

2、その事業は福祉灯油に活用できますか。また、活用できる場合、高齢者、障がい者、独り親などの非課税世帯に灯油を100リットル支給するとすれば、その試算はどのようになりますか。

3、2017年度は、道内179市町村のうち96市町村が福祉灯油助成を実施しています。道が公表している実施状況によれば、複数回答で経費の使い道は灯油が96市町村、電気が65市町村、石炭、ガスが57市町村、冬用衣料など19市町村、暖房器具購入が18市町村、その他まきなどの燃料購入費が28市町村ありました。支給方法は、現金54市町村、灯油引換券36市町村、商品券25市町村、現物4市町村です。また、支給額は、1万円以下は48市町村ありました。つまり4,000円とか5,000円くらいで実施しているところもあるのです。このように福祉灯油は、支給方法も支給金額も柔軟に実施できますので、当町においても少しでも冬の生活支援をするための柔軟な検討はできませんか。

以上です。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 中島健康推進課長。

[健康推進課長 中島健治君登壇]

○健康推進課長(中島健治君) おはようございます。谷議員の補聴器購入への助成について御答弁申し上げます。

まず、御質問の1点目、身体障害者手帳を持っている方の国の補聴器助成制度についてですが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定の中に、身体の欠損、また損なわれた身体機能補完、代替する用具の購入費及び修理費等が支給される舗装具費支給制度があります。この補装具費支給制度において補装具費の支給を受けられるのは、補装具の種目に応じ対応した身体障害者手帳の所持者、または難病患者等のうち、医師検証による判定等により補装具の必要性が認められる方が対象となり、御質問の補聴器につきましては聴覚障がいがある身体障害者手帳の所持者が対象となります。

なお、重度難聴用補聴器は、身体障がいの程度が2級及び3級、高度難聴用補聴器は4級から6級の方が対象となり、費用の負担について原則1割負担となっておりますが、本人負担の上限額は3万7,200円となっておりますので、これを超える本人負担はありません。また、生活保護世帯及び町民税非課税世帯の場合は全額公費負担となります。

次に、当町において国の制度を利用している人はどのくらいいるのかについてですが、補聴器に係る補装具費の給付実績で申し上げますと、購入のほか修理も含め令和元年度が8人、令和2

年度が12人、今年度においては9月1日現在で2名となっております。

次に、2点目、町独自で高齢者に対し、聴覚障がいの有無や補聴器の使用状況など実態調査することができないかについてですが、御質問のとおり、日高中部広域連合策定の第8期介護保険事業計画の中で26.5%が視覚、聴覚の傷病を抱えているとの結果がありますが、加齢性難聴が原因で認知症になりやすいという結果が立証されておらず、国においても現在研究中であることなどから今後の推移を見守る必要があるため、現時点では実態調査の実施は考えておりません。

3点目の(1)高齢者の特定健診の問診の中に聴力についての項目を入れることはできませんかについてですが、認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランにおいて認知症の危険因子として加齢、遺伝性のもの、高血圧、糖尿病、喫煙、そして難聴もその一つとされており、これに対し防御因子として運動や食習慣、社会参加等、日常生活における取組が重要だとされています。また、高齢者に多い加齢性難聴についてもやはり生活習慣病に関連があるとされており、このことから疾病の早期発見と自身の健康的な生活習慣づくりを目的とした特定健診、後期高齢者健診の機会において聴力低下に関する啓発を行うことは大変意義があると考えております。このことから、特定健診では国で規定されている質問票の様式を使用しているため、御質問にあった問診項目に聴力についての項目を入れませんが、今後においては特定健診等の集団健診の場面を活用して、聴力低下に関するセルフチェックや予防的生活習慣についてのリーフレットの配付及び相談などを行うこととし、認知症発症予防のみならず、健康的な生活習慣の普及を図っていきたいと考えております。

次に、(2)補聴器の公費的助成を行うことができませんかについてですが、補聴器使用と認知症予防の因果関係について様々な研究報告がある中で、軽度から中度の難聴では補聴器の使用による認知機能への影響はなかったとする報告や認知症のリスク軽減のための補聴器使用推奨の根拠が不十分とされる論文も散見されることもあり、今後においてもその動向を注視していく必要があること、また加齢による軽中度の難聴対策として公的助成を行うためには相当な財源負担を伴うこととなり、市町村単独による助成は将来的な財政負担にも大きな影響を及ぼすことが推測されますので、現時点では補聴器の公的助成の実施は考えておりません。認知症予防施策につきましては、その予防として有効である社会参加において生活支援支え合い推進事業にて集いの場の推進を図るとともに、軽度認知障がい対策や集いの場の支援として脳健康度チェックの実施やいきいき新ひだか体操の普及啓発に努めるなど、今後においてもこのような取組を推進し、地域住民の認知症発症リスクの軽減、また認知症の早期発見、対応につなげられるよう努めていきたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 渡辺福祉課長。

[福祉課長 渡辺浩之君登壇]

○福祉課長(渡辺浩之君) おはようございます。それでは、谷議員から御質問の大きな2点目、冬の暖房費等支援についてお答えいたします。

まず、1つ目、北海道が市町村へ支援する高齢者等の冬の生活支援事業はどのような事業内容ですかということですが、事業といたしましては高齢者世帯等を支援するための除雪ロータリー等の設置事業、自治会等地域組織による自立支援事業、そして御質問の暖房費等の支援事業がございます。この暖房費の支援事業では、高齢者や障がい者世帯等で低所得の状況にある方々に燃料費をはじめとする冬期間の増高経費に対し市町村が支援を行った場合、人口規模に応

じ補助金が交付されまして、当町の人口規模で申しますと、当該支援事業全体で事業費の2分の1として限度額は120万円となっております。

次に、2つ目、その事業は福祉灯油に活用できますか、また活用できる場合高齢者、障がい者、独り親などの非課税世帯に灯油を100リットル支給するとすれば、その試算はどのようになりますかという御質問ですが、補助金の対象事業につきましては灯油、石炭、ガス等の燃料費、暖房器具の購入費、冬用衣料費の購入費となっておりますので、灯油を含む燃料費の助成については対象となります。また、高齢者や障がい者等対象世帯に灯油を100リットル支給した場合の試算につきましては、平成26年度に灯油に限らず暖房費の助成事業として行った実績額を参考にお答えさせていただきたいと思いますが、当時非課税である高齢者等各対象世帯には1万円を助成いたしました。仮に灯油単価100円としますと、ちょうど100リットル分ということになります。また、生活保護受給世帯は8,000円を助成し、合計1,914世帯、助成額1,791万円の実績額となっており、これに対する財源として、先ほど御答弁いたしました北海道からの補助金が決定になれば120万円が交付されるものとなります。

最後に、福祉灯油、北海道の補助金のことを言っているかと思いますが、福祉灯油は支給方法も支給金額も柔軟に実施できますので、当町においても少しでも冬の生活支援をするための柔軟な検討はできませんかという御質問でございます。当該補助金につきましては、先ほど申し上げましたとおり、2分の1補助、上限額が120万円ということで、財源といたしましてはあまり依存できるものではありませんので、当町といたしましては冬期間において暖房費が通年より上昇し、相当な経済的負担になると判断したときに一定額を助成することを検討してまいりたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 御答弁いただきましたので、再質問に入らせていただきます。

補聴器の購入のところですけども、平均価格が片耳で15万円とも言われて、本当に高価な補聴器で、症状が重い方ほど高いものです。初めに確認をさせてください。高度難聴というのが70デシベル以上90デシベル未満、重度難聴というのが90デシベル以上120デシベルですから、本当に高度、重度にならなければ身障手帳はもらえなくて、国の補助が受けられない、そういう理解でいいですか。

○議長(福嶋尚人君) 中島健康推進課長。

○健康推進課長(中島健治君) 谷議員おっしゃられるとおり、現在聴覚障がいの手帳の基準としましては、聴覚障がいの等級にしましては、先ほど申し上げたとおり、2級、3級、4級、6級という階級がございまして、一番低い等級の6級ですと両耳の聴力レベルは70デシベル以上となっております。ですので、一番重い2級の方ですとそのデシベル数が100デシベル以上という形になってございます。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 70デシベル以上というのは、40センチ以上離れるともう話が分からない、日常会話ができないというようなレベルです。大変耳が悪くならないと補助がないと。しかし、現実には誰でも加齢で耳が悪くなってきて、30デシベル、40デシベルという軽度の方から70デシベル以下の中度の方というのが非常に多いのです。この方たちは、自費で購入しているわけです。

中には両耳必要なのに片耳で済ませている方もいます。高齢者にとって切実な問題ですので、今回取り上げました。

それで、難聴と認知症予防の関係について質問します。まず、聴力低下に関するセルフチェックとかリーフレットの配付とか相談も行って、啓発をしていってくださるとの御答弁でした。大変大きな前進だと感じました。それで、ぜひその啓発を認知症対策というか、高齢者が元気に生活していくためにも取り組んでいくという御答弁だったのですけれども、ぜひ医療として聴力検査につなげるとか、補聴器の専門家へ相談しやすくする方向でも啓発をやっていただきたいのですが、どうですか。

○議長(福嶋尚人君) 渡辺健康推進課主幹。

○健康推進課主幹(渡辺由江君) 特定健診の問診の票の中には入れ込むことは困難なのですが、その場面を活用して今後啓発に取り組むということでございます。その中身としましては、セルフチェック、いろんな方式というか、項目はありますが、その中でこれぐらいのチェックがついたら気をつけましょうのレベルから何個以上チェックがついたらぜひ耳鼻科等の専門科を受診してくださいというような項目になりますので、そちらの項目を見て御相談を承って、しかるべきところの情報提供をさせていただくという対応を考えたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) ぜひ進めていただきたいと思います。

加齢性難聴で認知症になりやすいことが立証されていないとの答弁だったのですけれども、答弁でもありましたようにオレンジプランでは危険因子の一つと、うちの町もそれは認めて、例えばうちの町が盛んに認知症カフェとかいろんな生活支援事業取り組んでいるのですけれども、それは社会活動の充実が予防になるという観点だと思います。高齢者になると聴力が落ちてきます。そうすると、日常会話に不自由を来します。それが社会活動の制限につながっていくと。言葉の認識力が落ちることにつながる。これが認知症になりやすいリスクを抱えるということであると。このことは立証されていないというそれもありますが、まずこのことは共通認識であると思いますが、どうですか。

○議長(福嶋尚人君) 渡辺健康推進課主幹。

○健康推進課主幹(渡辺由江君) オレンジプランの中に、おっしゃるとおり、認知症のリスクとして難聴は挙げられています。これは、認知症を誘発する要因として難聴があるという考え方と、一方ではいろいろな学術の論文等を調べますと、認知症になる要因と難聴になる要因が同じ場合があります。例えばそれが生活習慣病による毛細血管等の血流低下によるものというような考え方でもございました。なので、難聴イコール認知症というところの因果関係が明らかではないというところでお伝えしたかった情報としてあります。ただ、難聴の方が認知症になっているという現状は実際ありますので、少しでも社会参加を促すということは、おっしゃるとおり、大切だと認識しておりますので、生活支援体制整備事業というのでこういったカフェとか集まる場を今後も推進してつくっていく。そして、町民の方がたとえお耳が遠くても誘い合えるような、そういったような啓発、知識の普及等からまずできるところから着手したいと思っております。

以上です。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 高齢者になったら、本当に難聴だけではなく多くの疾患、多疾患、心疾患

なり、脳卒中なり、いろんな病気を抱えていく中で、難聴だから認知症になる、原因になるということ、そういうことはない、そういうことは言えないのですけれども、ただ難聴になったときに補聴器というのがそういう治療の選択肢の一つであると。聞こえにくさを最小限に抑えて、日常生活機能や生活の質を改善させる、そのために補聴器を活用していくということになります。

高齢者の健康な生活を守っていくと先ほどから御答弁いただいています。そのためにも実態調査というのは必要だと思います。せっかくセルフチェックとか啓蒙活動を始めるのですから、例えば老人会とか認知症カフェとかことぶき大学などのサークルの場とか、そういう場でも啓蒙を含めてアンケートなどで聞こえの状態などの調査をしていくといいと思いますが、どうでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 中島健康推進課長。

○健康推進課長(中島健治君) 町としましても、いろんな場面を通しまして、難聴、聴力の低下に伴ういろんな施策も講じておりますので、場面場面でそういった相談を受けたり、そういった啓蒙活動を実施するということは考えていきたいというふうに考えてございますが、実際にアンケートを実施するという御質問の中に、先ほど谷議員のほうからもやはり難聴である方の生活の質を上げるというためには補聴器の使用は必要だという考え方もございますけれども、まず1点では例えば認知症ではない方の難聴者を対象とした認知機能に対する補聴器の効果ということも研究されている中で、その根拠がかなり低かったという報告もあつたり、実際に補聴器、要するに軽度から中度の難聴者の方で補聴器を使用している方に調査をした結果、社会的な交流への満足度ですとか社会活動、要するに補聴器をつけたことによってこういった認知機能などの影響はなかったという、こういった論文も、考えも、報告もございまして、町としてはやはり実施による効果が明確でない中でアンケート調査というのは、今時点では実施すべきではないという考えでありますけれども、ただ谷議員おっしゃったとおり、町のいろんな施策の中で、場面場面で相談を受けたりとか、そういったお声を徴したりとか、そういったことについては今後検討していきたいと考えています。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 追跡調査をしている海外でも日本でもいろんな論文がありまして、初めは効果があつたけれども、年数がたつたらその効果が認められなくなったというような論文も存じています。ただ、今御答弁いただきましたが、助成するか、しないかということは別に今質問していきたいと思えます。補聴器の普及ということですが、御答弁で、今もですけれども、認知症リスク軽減に補聴器の使用の根拠が不十分と言われて、御答弁では今後、今そういう研究がいろいろ進められている動向、国の動向を注視されると。ぜひよくそういうことも研究とか、動向を見て、今後の動向というのをつかんでいただきたいというふうに思っているのです。

最初に述べました医学誌の「ランセット」というところの研究ですけれども、3つの研究をそれぞれ9年、12年、17年間追跡調査をした研究報告です。予防可能な認知症が認知症全体の35%あつて、そのうちでも9%が難聴で一番多い。手だてを取ればということが一番多いと出ていました。確かに補聴器をすることで認知症を予防できるという医学的証拠はまだありませんが、不可能かもしれません。高齢者は多疾患で、いろんな病気を抱えているので。ただ、現状では補聴器を使用することで円滑なコミュニケーションが図れることになると。それが生活を改善して、認知症になるリスクも下げるし、高齢者の元気な生活を支えていくと。私は、そのことだけでも補聴

器は普及していくという意義があると考えますが、どうでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 中島健康推進課長。

○健康推進課長(中島健治君) 繰り返しの答弁になるかもしれませんが、難聴も含めまして、高齢化、老化に伴いまして身体機能の低下というのはなる方というのはほとんどいらっしゃる中で、社会生活を支援するという観点だと思えますけれども、そういった形で行うということは、どちらにしても実施による効果が明確でない限りなかなか難しいなというふうに感じでございますので、町としましては補聴器助成の支援ではなく、先ほどのオレンジプランにもあったように認知症の危険因子から守るといふか、防御因子としてはいろんな生活、コミュニケーションの場に来ていただくとか、そういった対応が必要だということですので、今現在行っている高齢者の福祉施策ですとか健康施策の中で啓発、また相談業務を行いながら取り組んでいきたいと考えています。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 補聴器の助成の対象にするか、しないかということの以前に、まず啓蒙をして、難聴への理解といふか、聴力検査の必要性とか、定期健診みたいなことから始めると、始めるということで、まずそこからなのかなということも私も思っています。ただ、御答弁でいろいろな場面を通じて調査とかそういうのをしていくということも考えますみたいになっていただいているので、やっぱりその方向でやってほしいなと思います。

補聴器の公的助成を行うために、御答弁で相当な財政負担を伴うし、将来にその負担の影響が大きいと大変な大がかりな御答弁いただいています。いろいろ調べてみましたが、例えば静岡県焼津市は人口13万人のところ、300万円の予算を組んでいました。65歳以上の非課税で上限が3万円、30デシベル以上の人が対象でした。仮にですけれども、これを当町に換算しますと、人口2万1,000人です。それだとおおよそ50万円の予算となります。極端な例かもしれませんが、当町で実際に補聴器が必要な人がどのくらいいるのか、やっぱりそれは調査しないと分からないわけで、調査に基づいて適正な試算をしていくことを求めたいのですが、どうですか。

○議長(福嶋尚人君) 中島健康推進課長。

○健康推進課長(中島健治君) また繰り返しの答弁になるかもしれませんが、町として今現時点で補聴器の使用に伴う認知症予防施策というところは、いろんな国の調査ですとか論文等でそういった根拠が不十分とされている中で、まず実施に向けて明確な効果が見受けられないといふか、判断できないものについて、まず補聴器自体の助成をするかどうかというのは現時点では考えていないということをお理解いただきたいと思います。町としては、先ほど申しましたとおり、今までどおりいろんな施策を通じながら認知症にならないような対応、また認知症進行を抑制するような対応について取り組んでいきたいと考えています。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) これ以上質問すると押し問答みたいになってしまうのかもしれないのですが、ただ膨大な財政負担が生じるかどうかということもいろいろ調査した上で、本当に買いたくて買えない人がどのくらいいるのかとか、そういうことが分かった上でそういう試算というのが出てくるのではないかと申し上げます。現時点では、地域包括ケアなどを中心にそういう高齢者の健康な生活を守るという立場でやっていくということにはよく分かりました。

最後ですけれども、これも言っているのと言われるかもしれませんが、いろいろ全国を調べ

ましたら、8月時点で全国で48市町村、北海道では1市6町村、加齢性難聴への補聴器助成を確認しています。まだまだ全国的に少ないのですけれども、今増えてきている状況であります。制度設計はいろいろです。65歳以上だったり、もっと若かったり、非課税のみがやはり多いです。また、40デシベルから50デシベル以上の方ですとか、金額も1万円から上限が3万円とか、その町、その町に合わせた制度になっていました。現時点ではという御答弁ですけれども、ぜひそういう全国の事例を調べて、動向を注視すると同時に調査検討も進めていっていただきたいと思いますが、どうですか。

○議長(福嶋尚人君) 本庄副町長。

○副町長(本庄康浩君) 今のやり取りの中で、実際にこういうレベルの話というのが一町村で判断するというか、考えるものなのかどうかというところに根本的にあって、うちの町だけが例えば補聴器の支援をしますとなるのが正しいのかどうかという判断が非常につきづらいわけです。ですから、先ほど来担当のほうからも申し上げているのは、今国レベルでいうと身障手帳の6級までの方々にそういう制度があるわけです。ですから、それが適当かどうかは別として、全国レベルの話でこういうふうを考えている。ですから、一町村としてできるのは、いろんなこととお聞きして、もしも本当にそういうレベルまで達している方がおられれば、そういう指導をしていく。専門病院を受診して、例えば6級レベルにありますよとかというところでしていくということが今町としての方向性でないかと。難聴、難聴の話ばかり今されていまして、目悪い人どうなるのだと。みんな眼鏡かけておるのに、これはいいのか。何か片手落ちのような気がします。ですから、国レベルでどういうことが国民にとって必要なのか、私どもの町の人たちにもうちの町が特殊であれば、何かのうちの町に理由があって、耳の悪い人がすごく多いのだよということであれば、それは特別に考えなければならぬかもしれません。でも、全国レベルの話をされると、特にうちの町がということになれば、やはりもっと町ができることから順次担当としてはやらせていただいて、少しでも国の予防や何かは続けていくというような形で、制度設計を国レベルの制度ということで申出していきたいなというふうには思っておりますけれども。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 今副町長のほうから国レベルの一応問題として、一町村として今できる最善のことをやっていくという答弁だったと思います。国のほうへは、3年前でしたっけ、議会で補聴器助成を要望する意見書を上げております。これあれなのですけれども、本当に日本は遅れているということを申したいと思います。最初に欧米のことを申し上げましたが……

○議長(福嶋尚人君) 谷君、新ひだか町の。

○10番(谷 園子君) 分かりました。今町村として啓蒙もしていただいたり、アンケートなども検討して前向きにさせていただけるという答弁をいただきましたので、ぜひそちらのほうでやっていっていただきたいと思います。この質問は、これで終わります。

暖房費の支援についての質問に入らせていただきます。御答弁で検討してまいりたいとお言葉をいただきました。まず最初にお聞きしておきたいのですけれども、北海道の冬は必ずストーブをたかないと生きていけません。暖房費というか、そういうのは寒さの厳しい北海道になくてはならない、そういうことです。年金生活者とか高齢者の生活実態について申し上げますと、冬は灯油代が気になると。朝はゆっくり起きて、夜は早く寝る。中には夕方5時とか7時にはもう布団に入って、テレビだけつけて、電気も消していると、そういう方もいました。1月、2月

は月2万円は覚悟しなければならない。でも、ストーブは消せない。体が弱かったり、病気があると、寒くすると本当に調子が、病状も悪化するので、その分は食べ物とか衣類を買わないように我慢していると、そういう方もいました。さらに、今長引く新型コロナウイルス感染症で巣籠もりして、家にいる時間が長いわけです。おまけに換気をしなければならないと。窓を開けなければならない。確実に灯油代、暖房費はかさんでいると思いますが、こういう町民の実態に照らして、この暖房費の助成の必要性というか、そういうことに対して町はどのように考えているのかをまず初めにお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 渡辺福祉課長。

○福祉課長(渡辺浩之君) それでは、お答えいたします。

最初に谷議員の言われた検討してまいりたいということについては、経済的負担になると判断したときのことですので、福祉灯油を検討していくということではありませんので、そこは御理解いただきたいと思います。

今谷議員がいろいろな例を申し上げていただいたのですけれども、福祉灯油については何度か他の議員からも、近くでいくと昨年9月に城地議員からも御質問あったのですけれども、町としましては一応12月1日を目安として、あくまでも目安なのですけれども、100円を超えるか、超えないか、そのときにその時点だけの灯油価格だけではなくて、その高騰がどのように続くのか、下がるのか、そういうふうな部分も見極めながら考えていきたいと。その考えについては変わっているようなものではございません。

以上です。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 町民の実態に照らして、灯油助成の必要性をどのように考えているのかということの答弁がなかったように思いますが。

○議長(福嶋尚人君) 渡辺福祉課長。

○福祉課長(渡辺浩之君) そういうことも含めて考えていきたいということです。灯油の価格だけではなくて、長引くのかどうか、さらにコロナ禍でというようなお話もあったと思うのですけれども、そこら辺をトータルして、必要かどうかというふうなことをまず内部で考えながら進めたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 聞こうと思っていたことに一部お答えもいただきました。御答弁で、暖房費が通年より上昇し、相当な経済的負担となるときに検討してまいりたいと。これ通年というのは幾らぐらいの価格なのかということを知りたかったのと具体的に灯油価格が幾らになったらということを知りたかったのですが、12月1日目安に100円を超えれば、高騰の状況……ちょっとそこをもう一度お聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 答弁していると思うのですけれども。もう一回整理して聞いてください。

谷君。

○10番(谷 園子君) すみません。12月1日目安に100円を超えればという御答弁だったと思います。通年より上昇しという、これは具体的にどういうことですか。

○議長(福嶋尚人君) 渡辺福祉課長。

○福祉課長(渡辺浩之君) まず、12月1日100円を超えれば確実に福祉灯油をやるということでは

ありませんので、そこは御理解いただきたいと思います。

通年ということをお私言ったかどうか、もし言っているとすれば訂正もしなければならないかもしれないのですが、灯油の価格が今後ずっと上がり続けるのか、それとも下がっていくのか、そういうふうな社会情勢を見極めながらと。ですから、一応目安としている12月1日の時点だけを見て判断するというのではなくて、いろいろな社会情勢、灯油の価格もそうですし、先ほど言ったコロナ禍において換気もしなければならないと、そういうふうなこともトータル含めて考えていかなければというふうに申し上げたところなのですが、御理解いただきたいと思ます。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 100円が一つの目安であって、トータルに情勢を考えて判断すると。ちょっと申し上げたいのが灯油の値上がり状況というのが昨年と今年で全然違って、昨年、2020年10月から12月と今年の1月頃は80円だったのです。これ横浜エナジー配送ですが、1月に80円だったのが2月に85円、3月に90円、4月、5月96円で、今この9月に99円になっていまして、やはりこれは上昇していると捉えられるのではないかと。それで、100円が目安というのですが、あと1円で100円なのです。ほとんど100円と変わらない状況になっていると。この辺についてはどのように考えますか。

○議長(福嶋尚人君) 谷君、今質問の中で業者名言いましたけれども、それは不相当だと思いますので、削除してもよろしいですか。

10番、谷君。

○10番(谷 園子君) 先ほど業者名を申し上げましたが、削除をお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 渡辺福祉課長。

○福祉課長(渡辺浩之君) 谷議員おっしゃるとおり、昨年の灯油の価格と今年、年明けてからの部分は、おっしゃるとおり、単価としたらかなり高い金額で推移はしているのはこちらの福祉としても理解はしています。ですから、何度も繰り返しになるのですけれども、そういうことも含めて考えていきたいということです。100円と99円で1円しか変わらないのではないかとおっしゃられましたけれども、100円というのもあくまでも目安と。1円しか変わらないからやるかと、そういうふうな考えではございませんので、御理解いただきたいと思ます。

○議長(福嶋尚人君) 本庄副町長。

○副町長(本庄康浩君) この福祉灯油の話、毎年されておられるのです。この答弁書を書くときの打合せでも今時点で決めていないわけですが、一生懸命担当同じこと言っているのですけれども。それで、今この9月の段階ではお答えできないというのが現状でございます。ただ、例年と違うのは、去年も今年もそうでございますけれども、先ほど御指摘の中にもあったコロナ禍にあつて、高齢者含めおうちの中にいる時間が長くなるというところは考えなければならぬな。それから、80円のと時から今100円近くになっているよというところの高騰の話もしんしゃくしなければならぬ。ですから、町の方向性として、今後恐らく12月1日というのが例年の基準日的に考えていますから、その時点でどうなっているのかということで、答弁書の話をするあまりばつさりとしがないというようなことは言うなというようなこととお話をさせていただいています。どんなふうな状況になるのか、まだ。町長もこの話については、やる、やらないというのを決断していません。ですから、もう少し待っていただいて、市場価格の問題もありますけれども、検討させ

ていただきたいなというふうに思っておりますので、現段階ではこのような状況に今現状あると。おっしゃっている御指摘の点については、十分私どもの腹の中にもあるということをお理解いただきたいというふうに思います。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) まだ決定もしていないし、動向を見ながら検討させていただきたいと御答弁いただきました。確認だけさせてください。12月時点での目安、判断で、一番で灯油代がかさむのが1月、2月でして、そういうことから延ばし延ばしというか、そういうことをしないで、今9月、今言われても分からないと。10月、11月で下がっていくか、どういう状況になっていくか、それも見極めながらということですけども、そういうことも今から動向を見ながら12月時点では決断を早急にして、助成のことに対して今から検討を内部ではきちっとしているのかどうか、そのことだけを、制度についてしているかどうかを……

○議長(福嶋尚人君) 谷君、課長も副町長言っているのですから、その答弁を理解して質問してください。

○10番(谷 園子君) 分かりました。そういうふうに今検討しているということで理解します。

では、最後に1つだけ、この福祉灯油というか、暖房費助成の事業というのが町としても国とか道へしっかりした財政支援というのを求めていただきたいということです。この事業なのですが、冬への支援事業、1974年には道の事業として3,000円の助成券から始まっています。初めは道が主体でやっていましたが、1998年に市町村単位になってしまったのです。各市町村が判断してやるものにされてしまっていて、自治体にとっても負担は大きいというのは確かだと思えます。この事業が特に高齢者とかにはなくてはならない事業ですので、ぜひ町としても町村会としてもしっかりと財政支援を道や国に求めていっていただきたい。このことはどうですか。

○議長(福嶋尚人君) 渡辺福祉課長。

○福祉課長(渡辺浩之君) 谷議員おっしゃるのももっともだと思います。道、国への要望につきましては、そのようなタイミングですとかそういう機会がありましたら訴えていきたいなと思います。福祉課とすれば、谷議員中心として意見書等も上げていただければ大変助かると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 10番、谷君。

○10番(谷 園子君) ぜひ検討するというのでよろしく願いしたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。10分程度休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時41分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

5番、北道君。

[5番 北道健一君質問者席へ]

○5番(北道健一君) それでは、通告に従い一般質問をさせていただきますが、初めに質問の前に6月一般質問のおわびを申し上げます。私の6月一般質問の中で、個別名称を特定した質問をいたしました。誠に申し訳ありませんでした。今後は、このようなことがないように注意いたしま

す。

それでは、質問をさせていただきます。質問事項は2点ございます。1点目は、工事残土廃棄地の確保状況についてでございます。7月3日に静岡県熱海市で豪雨により大規模な土石流が発生し、大きな災害となりました。土石流の発生原因は、豪雨のほかに業者の捨て土による盛土が問題となっております。我が町でも、近年豪雨による真歌地区での草地造成等により土砂が国道に流れる災害が発生しております。町内における各種土木工事や河川及び排水の埋塞土の除去等で発生する残土については、近年廃棄場所が工事場所の近くにないとお聞きしております。そこで、次の事項について町の考え方を伺います。

1つ目は、町の入札工事で発生する残土の廃棄は、業者任せか、町が廃棄地を確保して町の指定した用地に廃棄処理しているのか伺います。

2つ目は、町が確保した廃棄地は災害等の発生危険はないか。また、工事後は廃棄状況を確認しているか伺います。

3つ目は、町発注工事以外の町内における事業者の残土廃棄は、どのように行われているか確認をしたことがあるか伺います。

次に、2点目は、災害廃棄物処理計画の策定についてでございます。環境省は、東日本大震災を機に2014年から市町村に廃棄物処理法に基づき災害廃棄物処理計画を策定するよう求めております。本年3月10日時点で道内では25市町村が策定しており、管内では現在3町が策定済みです。最近は、平成30年9月に胆振東部地震が発生し、多数箇所の土砂崩れや住宅被害では全壊491棟、半壊1,818棟、一部損壊4万7,108棟の大きな震災が発生しました。道は、2025年度末までに策定率を60%とする目標を掲げております。私は、各種災害が発生する前に災害廃棄物処理計画を策定することが必要と考えます。そこで、我が町の災害廃棄物処理計画策定について、次の事項について町の考えを伺います。

1つ目は、災害廃棄物処理計画の策定に向けて取組を行う考えはあるか伺います。

2つ目は、計画策定に当たっては、災害ごみの発生想定量や仮置場の候補地、運搬や処分の方法は必要となりますが、仮置場や処分地の確保については、町はどのように考えているか伺います。

以上で質問を終わります。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 野垣建設課長。

[建設課長 野垣尚久君登壇]

○建設課長(野垣尚久君) 北道議員からの御質問の大きな項目の1点目、工事残土廃棄地の確保状況について御答弁申し上げます。

御質問の1点目、町の入札工事で発生する残土の廃棄は業者任せか、町が廃棄地を確保して町の指定した用地に廃棄処理しているのかについてでございますが、工事により発生する土砂は現場内での利用や他工事への流用を行い、発生抑制に努めているところですが、工事の中で有効利用することができない場合には、運搬距離が短く、周辺の環境などへ影響を及ぼさない場所を町が確保の上、指定し、工事設計書に残土処理地を明示しており、受注者はこの指定された場所に運搬し、適切に処理することとしております。

次に、2点目の町が確保した廃棄地は災害などの発生の危険はないか、また工事後は廃棄状況を確認しているかについてでございますが、町が指定する残土処理地については、砂防指定地、

保安林、地滑り防止区域等の法的な制限のある土地については原則指定しておりませんが、熱海市のような下流域に居住区域を有する沢地形の上流部についてもこれまでに指定したことがないため、残土処理が起因となり、土砂などの流出が発生する危険な箇所はないものと考えております。また、残土処理後の状況については、各工事の竣工検査により、設計条件のとおり適切に処理が行われているのか確認を行っているところでございます。

次に、3点目の町発注工事以外の町内における事業者の残土廃棄はどのように行われているか確認したことがあるかについてでございますが、町以外の公共工事についても同様になりますが、各種法令等に基づき適正な処理が行われているものと考えております。また、公共工事以外の残土処理の状況については、一定の基準を超えたものでなければ町が確認することはありませんが、大規模な土地の開発行為などが行われる場合には、各関係機関と連携しながら注意したいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 秋山生活環境課長。

〔生活環境課長 秋山照幸君登壇〕

○生活環境課長(秋山照幸君) 北道議員御質問の大きな項目の2点目、災害廃棄物処理計画の策定についての1点目及び2点目を一括で御答弁いたします。

平成23年に発生した東日本大震災において災害に伴う廃棄物が膨大に発生し、その処理において混乱が生じるなど、不測の事態に対する脆弱さが浮き彫りとなったことから、平常時から災害発生に備えておくことが課題となり、災害廃棄物の処理につきましては災害発生前の段階から計画を策定し、あらかじめ対策を講じておくことが重要とされております。

こうした中、国は平成30年3月に地方自治体が災害に備えて策定する災害廃棄物の処理に係る計画の策定指針を提示したほか、当初計画を策定していない地方自治体が災害発生後に災害廃棄物の処理指針とするものとして活用できる災害廃棄物対策指針を改定したところでございます。災害廃棄物処理計画の策定に当たっては、地方防災計画や一般廃棄物処理基本計画との整合性を図る必要がありますが、現在一般廃棄物処理基本計画につきましては、計画の見直しを本町が加入する日高中部衛生施設組合において進めているところであり、この計画の見直しが終わり次第、日高中部衛生施設組合において災害廃棄物処理計画を策定する検討に入っていくことになるものと考えております。その中で、必要な仮置場の配置や搬入ルートはもちろんのこと、し尿処理や衛生施設組合において適正な処理ができない廃棄物や取扱いに配慮が必要な廃棄物の処理など計画に登載されてくるものと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 通告質問に壇上より答弁をいただきましたが、再質問をいたします。

初めに、質問事項1の工事残土廃棄地の確保状況についての再質問ですが、3点について町の考えをお聞きしましたが、一括して再質問をいたします。初めに、現在町は工事残土の廃棄地として用意している町有地はあるのかお伺いします。

○議長(福嶋尚人君) 野垣建設課長。

○建設課長(野垣尚久君) 御質問のありました残土処理地の町有地の確保についてですけれども、まず静内地区の海岸町に1か所、それから三石地区については東蓬萊と歌笛に2か所確保してございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 静内地区に1か所、三石地区に2か所あるということですが、将来廃棄地の不足等が生じた場合、今後工事残土等の廃棄地はどのような場所を確保していくのかお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 野垣建設課長。

○建設課長(野垣尚久君) 残土処分地の考え方になりますけれども、壇上の答弁の繰り返しになりますが、法の規制区域や沢地等の土砂流出の可能性のあるところについては、基本的には残土の処理地として指定する考えはございませんけれども、今後も現地の状況を確認しながら、適正な残土処理を行える場所を確保してまいりたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 分かりました。

次に、河川の埋塞土の除去等に残土廃棄地として民有地を利用する考えはあるか、ないかお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 野垣建設課長。

○建設課長(野垣尚久君) 残土処理地については、基本的には町有地で処理を行うこととしておりますけれども、残土の処理地が近いほど工事費が安く抑えられるというメリットがございますので、周辺環境に影響のない民有地が近くにある場合については、そういった民有地を利用する場合もございます。特に河川の埋塞土除去については大量の残土が発生しますことから、自治会などの御協力をいただけることがある場合については、今後においても残土処理地に選定していきたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 分かりました。

三石地区の各自治会からも河川の埋塞土除去の要望を数多く聞きますので、現地の状況を確認しながら予算の範囲で事業を実施してください。

それでは次に、質問の2点目の産業廃棄物処理計画の策定についての再質問ですが、2点町の考えをお聞きしましたが、これも一括して再質問をいたしたいと思えます。日高管内では……

○議長(福嶋尚人君) 北道君、一括というのではなくて個別質問にしてください。一問一答ですから、一括というのではなくて。

○5番(北道健一君) 一括でなく再質問をします。

日高管内では、既に日高町、平取町、浦河町の3町が策定済みで、残りは当町含めて4町でございます。私は、今後起こり得る地震災害や洪水等による浸水災害の自然災害における災害廃棄物の処理に関してあらかじめ必要な想定を行い、災害廃棄物処理の基本的な流れや留意すべき事項、支援や連携等必要な事項を整理して、計画を早急に策定するべきと考えます。初めに、町は、災害廃棄物処理計画策定内容を理解しているのか伺いたいと思えます。

○議長(福嶋尚人君) 秋山生活環境課長。

○生活環境課長(秋山照幸君) 災害廃棄物の処理計画の内容を理解しているかという質問でしょうか。これにつきましては、壇上でも申し上げましたけれども、市町村が策定することになっております一般廃棄物の処理計画、それと災害時ですから町の防災基本計画、防災対策計画ですか、との整合性をもって策定すべきものであるという理解をしております。

○議長(福嶋尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 壇上答弁で、日高中部衛生施設組合で災害時発生した災害ごみの仮置場の配置、搬入ルート、し尿処理や衛生組合が処理できない廃棄物等の処理などが計画に登載されるとの答弁でした。災害が発生する前に、計画策定に向けて町として検討しないのかお聞きしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 秋山生活環境課長。

○生活環境課長(秋山照幸君) 当町と廃棄物の処理につきましては、壇上でも申し上げましたけれども、実態としましては当町と隣町の新冠町さん構成とする日高中部衛生施設組合の施設を利用させていただいて処理をしていただいているという実態がございます。当然仮置場の確保ですとか、あるいはその搬送のルートですとか、そこら辺の設定につきましては、今年北海道のほうから例えば津波の浸水する区域に係るその公表がありましたけれども、来年以降地震ですとか津波ですとか、これらの発生に伴うその被害想定のようなものが出されるというようなことも情報として確認してございますので、それらの情報を踏まえて、当町につきましてどれぐらいの廃棄物が発生し、種類ごとにどれぐらい発生するという推計を立てていかなければならない。そういった中で、必要な仮置場ですとか、あるいはその搬入ルート等々、それらを検討していかなければならないということは町としてもやっていかなければならない。つきましては、実際に処理する中部衛生施設組合との連携を持って、新冠町との連携を持って、お互いそごのないような実効性の高い計画をつくっていかなければならないと、そういう認識しております。

○議長(福嶋尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 壇上からの答弁で、計画策定は地域防災計画や一般廃棄物処理基本計画との整合性を図るため、現在一般廃棄物処理基本計画の見直しを日高中部衛生施設組合で行っているの、この計画見直しが終わり次第、日高中部衛生施設組合において災害廃棄物処理計画を作成する検討に入るとの答弁ですが、国は町に策定を求めているのですが、町長にお聞きします。壇上答弁の日高中部衛生組合が策定する検討に入る考えは町長の考えですか。

○議長(福嶋尚人君) 藤沢保健福祉部長。

○保健福祉部長(藤沢克彦君) 今の災害の処理基本計画の関係でございますが、実は日高中部衛生施設組合のほうで一般廃棄物の基本計画の更新が数年間行われておりませんでして、それをまず見直しをしていかないと次のステップ、災害の廃棄物の計画をつくるには障害があるような状況になっております。それで、一般廃棄物基本計画については、令和4年の3月までに計画の策定を目指して、現在事務のほうを進めさせていただいております。その後、その計画と先ほど生活環境課長のほうから言いました災害の津波とかの計画に基づいて、それを盛り込みながら構成町、新ひだか町、それから新冠町の意見をいただきながら、災害の基本計画を策定していくという状況になっております。これについては、市町村となっておりますが、実は西胆振なんかについては西胆振の広域連合で各市町村の計画を盛り込んだものを災害の廃棄物基本計画として計画をつくっております。当町においてもごみ処理については広域行政でやっておりますので、広域行政の下、災害の計画につきましては日高中部衛生施設組合が担っていくという方向になっていくものと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) そういう連携も必要だと思うのですが、再度聞くのですけれども、新ひだか町災害廃棄物処理計画策定は、日高中部衛生施設組合が行うのか、新ひだか町が行うの

か、再度お聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 藤沢保健福祉部長。

○保健福祉部長(藤沢克彦君) 現状においては、日高中部衛生施設組合で策定することになるものと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 国は、町に策定を求めており、日高中部衛生施設組合がこの計画書を作成するとは私は考えられないのです。日高町、平取町、浦河町、向こうには西部もあれば、東部もあります。だけれども、町村としてきちっと策定しています。これは、策定書の下に日高中部衛生施設組合というロゴが入るのですか。

○議長(福嶋尚人君) 藤沢保健福祉部長。

○保健福祉部長(藤沢克彦君) 計画においては、日高中部衛生施設組合という名称になるものと思います。先ほども御説明させていただきましたが、西胆振の広域連合については室蘭市、伊達市、洞爺湖町、それからもう一町忘れましたが、4町で災害の廃棄物基本計画を策定している状況になっております。恐らく一覧表で見ると各市町村に印がついていたと思いますけれども、そこはあくまでも広域連合で災害の廃棄物処理計画をつくっておりますので、そこは御理解いただきたいというふうに考えております。必ずしも市町村ということだけでなく、市町村等と計画上はなっているのではないかなというふうに考えております。

○議長(福嶋尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 策定に当たっては、町村の各部署が一体化して協調してつくらなければならないです。衛生施設組合だけでつくれるものではないのです。この辺を理解してもらわないと、何か取り組み方があっち任せで、新ひだか町はそっちへやったからそっちで策定するわ、そういう考えではちょっとおかしいなと。もっと町の担当課なり、部署を中部衛生施設組合との連携する場所を明確にして、真剣に策定するように取り組んでいただきたいと思いますが、この辺町長はどう考えていますか。

○議長(福嶋尚人君) 本庄副町長。

○副町長(本庄康浩君) おっしゃろうとしていることは十分よく分かるのですが、基本的にうちの町が今の中部衛生に委任をかけている。本来各市町村がやる業務については、広域行政として日高中部衛生施設組合を組織しておく。ですから、ごみ処理、今一つの問題になっているのは、し尿もごみもそうですけれども、この行政区域は1町の区域を越えて、うちでいえば新ひだか町と新冠町をこの処理区域、行政区域をそこまで広げて協議しております。ですから、前に別のことで協議しましたが、その中部衛生施設組合でこのような同じような議会も持ち、そこで協議をいただくような仕組みになっております。ただ、構成町として、新ひだか町が構成町としてうちの区域に限って協議をして、中部衛生施設組合に申し上げるということはできません。ただ、今部長方が一生懸命申し上げているように、この行政組織を広域で持っているという趣旨から鑑みて、この計画の策定主体は中部衛生施設組合にあるということで御理解をいただきたいというふうに思います。国で求めているのは、各市町村がそれぞれ単体であろうが、共同体であるが、例えば私どもの普通地方公共団体、それから一部事務組合は特別地方公共団体、ですから公共団体で定めなさいという趣旨でございますから、そういう意味では中部衛生施設組合で定めようが、そこに加入しているうちはその計画を持っているということになるということ

でございます。

○議長(福島尚人君) 5番、北道君。

○5番(北道健一君) 私は、各町村の作成したやつも取って勉強していますけれども、災害が起きたら施設組合が先頭に立ってその対応をするのでなくて、そこらを含めて町が真剣に対応しなければならなくなるのです。その辺をもっと理解した上で、この策定に関わっていただきたいと、こういう要望を申し上げて終わりたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長(福島尚人君) 暫時休憩いたします。午後1時再開いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午後 1時00分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

6番、下川君。

[6番 下川孝志君質問者席へ]

○6番(下川孝志君) 通告に従いまして、3点について質問をいたしたいと思います。

私が1点目に町会議員選挙の公費負担についての周知について取り上げたのは、新ひだか町の議会も議会改革に取り組んでいますし、選挙法も改正されて、私が31年前に新人で出たときには定数26の時代でしたけれども、複数の新人が出て、激しい選挙戦が展開されたという土地柄でもありましたけれども、その後現状の選挙法の中では、町村議会の選挙においても全国的にも3割を超えるところが無競争当選という形が繰り返されています。というのは、やはり現行の選挙法の中では選挙には、または後援会活動には時間とお金もかかるということから、なかなか立候補する人がいないという現状があります。しかし、それぞれの町の行政をつかさどり、または町政を行うチェック機関としての議会の持っている機能というのは非常に大切だと思います。しかし、過去の選挙法の中では、選挙のための後援会活動は確かに時間もかかりましたし、私が出たときも、例えばの例ですけれども、1年前には市街地に事務所を置き選挙をしなければ、立候補し、どういう議員だということを町民に知ってもらうためには時間がかかりました。しかし、過去では、選挙法が改正される前は選挙の借上げの車であったり、運転手であったり、燃料費であったり、またはポスター、ビラ等についても多くの資金が必要とされていました。それだけではないのかもしれませんが、選挙に立候補する人が少なくなっているという傾向があります。しかし、現職の人たちにとっては、今回選挙法の改正もありましたし、多くの情報を知る機会がありますけれども、町民の人が今回改正された選挙法の改正における公費負担についてどれだけ熟知しているかという、私はまだまだ知らない町民が多い、または立候補しようとしている人がいたとしてもその中身についてもまだ周知されていないというような気がいたしましたので、選挙というものはやはり現職がどうしても有利にという傾向がありますけれども、広く新人の人たちが立候補する機会を平等に与えられる、またはその情報を出るから調べて知るというだけでなく、選挙管理委員会というものもありますし、実際に法律が改正されたわけですから、町民にもっと周知する必要があるのではないかとということでこれを上げました。この点に関して、町民への周知をこれまでどのようなことを改正後行ってきたのか、または来年度は選挙があるわけですが、そのことから考えてもあと約半年しかないわけですが、これらについてのど

うな周知を計画されているのかをお聞きいたしたいと思います。

2点目は、新型コロナウイルス感染症に関する公共施設等の全面閉鎖ということが全道各地でも行われていますし、新ひだか町においても前回はほぼそのような状況の中で行われていました。しかし、今回の公共施設等の閉鎖については、図書館の対応については時短であったり、少し前回と変わって、私のところにも図書館が一部であれ時間短であったとしても、非常に利用できるということはありがたいという声が届いています。そういう意味では、今回公共施設をどうするのかと。広く町民に使ってもらいたいけれども、感染防止という視点からしたときにどのような観点でオープンするのかということを広く検討した結果のことだと思いますので、私からすると公共施設によっては必ずしも密集している状況ではなかったり、競技人口が少ないものであったり、または乗馬施設等においては、またはゲートボールについては外で行っていますし、小グループで行うことによって必ずしも感染密度の高い競技とは思えませんので、一つ一つの競技について検討した経緯がありましたならば、なぜ閉鎖するのか、またなぜ時間短で利用できないのか、または利用人数を制限する中でオープンすることができないのか等について検討した経緯をお聞きいたしたいと思います。

最後に、3点目の我が町の新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きいたしたいと思います。新型コロナウイルス感染症が陽性となった場合、現状でも日高管内で発生したときには入院施設等が少ないために自宅療養を求められるケースがあったのかもしれませんが、個人情報制限等もあり、新ひだか町においても、または管内においてもどのような状況で感染し、どのような状況で対応しているのかということは情報を持っていませんので、町民にとっては自宅療養ということで非常に不安を持って生活している人がおりますし、濃厚接触者となったときには勤務することができなかつたり、または通学することに制限が加えられたりした経緯があると思います。そういう意味において、1点目として、新型コロナウイルス感染症になったときに我が町においては入院ということが選択できる状況があるのかどうかをお聞きいたしたいと思います。

また、これは私の個人的な判断ですが、自宅療養において本当に感染を防ぐことができるのか。現実的に今年においても日高管内は他の地域に比べると感染者が少ないというものの、やはり感染が出ていますし、感染が出たときに、非公表ではありますけれども、私が知る範囲においては家庭内感染を推測できるような状況が起きていました。そういう意味においては、自宅療養における家庭内感染の状況というものをどのように分析しているのか、情報を公表できる範囲でお知らせいただきたいと思います。

それから、非常に新ひだか町の場合は医療関係の入院施設という形では少ないのですが、新ひだか町には他のまちにはない地域包括ケア病床というのがあって、入院できない場合、もしくは病気の種類によっては自宅療養よりもこの病床を使うことによって感染防止ができるのかなということを思いましたし、これが設置する経緯からして道との協議や協力を図ることができれば、この利用ができる環境にあったのかと思いますけれども、情報としては公表されていないので、この包括病床の利用ということができたのかどうかをお聞きいたしたいと思います。

それから最後に、新型コロナウイルス感染症の対応ということでは新ひだか町の場合は単に公的な医療機関だけでなく民間の医療機関も多いわけですし、感染症の対応をどうするかということは介護福祉の事業者との連携をすることによって感染症の拡散を防ぐということにつながる

と思いますので、そういう意味において新ひだか町の場合これまで官民の病院もしくは介護事業者との連携ということをどのように行ってきたのかをお聞きいたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長兼選挙管理委員会事務局長。

[総務課長(併任)選挙管理委員会事務局長 上田賢朗君登壇]

○総務課長(併任)選挙管理委員会事務局長(上田賢朗君) 下川議員御質問の大きな項目の1つ目、町議会議員選挙の公費負担の周知について御答弁申し上げます。

町長及び町議会議員の選挙運動に関わる公費負担につきましては、令和2年6月12日に公布されました公職選挙法の一部を改正する法律による町村議会議員及び町村長選挙における選挙公営の拡大に伴いまして、選挙運動用自動車の使用料、選挙運動用ビラの作成費用、選挙運動用ポスターの作成費用の3つの費用について新たに公費負担の対象となったことから、本町の選挙における候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、令和2年第7回定例会において御審議をいただき、新ひだか町議会議員及び新ひだか町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を令和2年12月28日付で制定したところでございます。

制定いたしました公費負担に関する内容でございますが、選挙運動用自動車の使用料につきましては、新ひだか町議会議員及び新ひだか町長の選挙における候補者が選挙運動期間中に使用する選挙運動用自動車1台に限り業者との一般運送契約、いわゆる自動車燃料代、運転手込みで一括契約した場合の費用につきましては、1日6万4,500円を上限として公費負担ができるものでございます。また、これ以外の方法では、個別契約により自動車だけの借入れ契約にしましては、選挙運動用自動車1台に限り1日1万5,800円、自動車の燃料の供給にしましては7,560円に選挙活動日数を乗じて得た金額、自動車の運転手の雇用にしましては1日1人に限り1万2,500円とそれぞれ個別に有償契約を締結した場合の上限額を定め、公費負担ができるものとなっております。

選挙運動用ビラの作成費用につきましては、新ひだか町議会議員及び新ひだか町長の選挙における候補者が有償契約による選挙運動用ビラの作成を行った場合に、ビラ1枚当たりの作成単価限度額を7円51銭とし、町議会議員選挙ではビラ頒布枚数の上限であります1,600枚、町長選挙におきましては5,000枚を乗じた金額をそれぞれ上限と定め、公費負担ができるものでございます。なお、従前より町長選挙におきましてはビラの頒布が可能となっておりますが、法改正により町議会議員における選挙運動用ビラの頒布につきましても解禁とされております。

選挙運動用ポスターの作成費用につきましては、新ひだか町議会議員及び新ひだか町長選挙における候補者が有償契約による選挙運動用ポスターの作成を行った場合に、525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて31万500円を加えた金額にポスター掲示場の数で除した金額をポスター1枚当たりの作成単価限度額とし、それにポスター掲示場の数を乗じた金額を上限額と定め、公費負担ができるものでございます。

このように町村議会議員選挙における公費負担の拡大を踏まえ、町村議会議員選挙においても供託金制度が導入されることとなっておりますので、一定の得票数を下回るにより供託金が募集されるような場合には、これらの公費負担は受けられなくなるようになってございます。

このような中、来年度は新ひだか町長及び新ひだか町議会議員の改選期が予定されており、御指摘のように制度周知により立候補を決意される方も考えられることから、公費負担制度に係る

内容の周知はもとより、選挙制度などについても町広報紙をはじめ、町ホームページ、フェイスブックなどのSNSも活用し、周知を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、大きな項目の2つ目、新型コロナウイルス感染症防止対策としての公共施設の閉鎖につきまして御答弁申し上げます。初めに、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置につきましては、国、政府が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国民の生命及び健康への被害を与え、全国的かつ急速蔓延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生した場合に、措置期間や都道府県を基本とした区域などを定め、緊急事態の概要を発令するものでございまして、これを受け、都道府県知事は区域内の住民、行政機関や民間団体等へ感染防止対策の実施に必要な要請を行うことができるとされております。

北海道においては、3回目となりました令和3年8月27日からの緊急事態措置におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け、人と人との接触機会を徹底的に低減するための対策として、特に感染拡大の傾向があった札幌市を含む石狩振興局管内などを特定措置区域、そのほかの市町村を一定措置区域として、それぞれの区域における住民の日常生活、飲食店、イベント、学校、公共施設など分野ごとに北海道から感染防止対策に必要な要請及び協力依頼が出されたところでございます。

御質問にあります公共施設の閉鎖につきましては、北海道から住民の皆様へ要請された生活や健康の維持に必要な行動を除く不要不急の外出の徹底のほか、市町村の公共施設へ要請された感染状況と施設の目的を踏まえた休館の検討要請に基づき、現在の感染状況を勘案するとともに、町民の皆様健康を守り、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止を徹底するため、新ひだか町新型コロナウイルスインフルエンザ等対策本部におきまして各公共施設の閉鎖を決定したところでございます。

なお、静内温泉、みついし昆布温泉、図書館における営業時間の短縮など、一部の施設では感染防止対策を徹底した上で行政サービスを部分的に提供させていただいているものもございません。

新型コロナウイルス感染症につきましては、依然として終息が見えておらず、引き続き感染防止対策を徹底することが国内外問わず必要な状況でございます。徹底した感染防止対策を実施していく中で行政が今考え、実施しなければならないことは、まずは人と人との接触機会の徹底的な低減による新型コロナウイルス感染症の蔓延拡大を防止し、町民の皆様健康を守ることが最優先事項であると考えておりますし、最大の行政サービス、住民サービスと認識しておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 中島健康推進課長。

[健康推進課長 中島健治君登壇]

○健康推進課長(中島健治君) 下川議員御質問の新型コロナウイルス感染症対策についてお答えします。

1点目の新型コロナウイルス感染症になったときに入院が選択できたかでございますが、新型コロナウイルス感染症の陽性確認後における入院先や宿泊療養施設の確保等各種対応につきましては、保健所が対応していることから御質問の内容に町からお答えすることはできません。

また、2点目の自宅療養で家庭内感染が起きていないかにつきましても、感染経路の調査や特定等を保健所が担っていることから町からお答えすることができません。

3点目の新型コロナウイルス感染症で地域包括ケア病床の利用があったかでございますが、新

型コロナウイルス感染症患者の受入れにはウイルスの病室外への流出を防ぐ陰圧装置など様々な設備が必要であり、在宅復帰等に向けて経過観察やリハビリ等の退院支援を担う地域包括ケア病床での受入れは困難であり、これまで利用の実績はありませんし、今後においても地域包括ケア病床に受入れすることはないものと考えます。

最後に、4点目の新型コロナウイルス感染症の対応で民間医療機関との連携、情報の共有についてでございますが、現在日高医師会を中心に管内におけるPCR検査の毎日の実施状況等を情報共有しているところであり、今後も新規陽性患者の対応等について保健所調整の下、連携した対応を進めてまいりたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 6番、下川君。

○6番(下川孝志君) 何点かについて再質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目は、私がこの一般質問を取り上げることによって、中継もされていますし、議事録にも残りますから、これに関して興味があった人が調べようと思えば知ることができます。しかし、仮になかったとしたときに、先ほど壇上からの答弁であったこと等が広く町民に知る機会には私は少なかったと思うのです。そういう意味では、現職だけでなくきちっとした公平な選挙の機会を、または情報を与えるということからすると、改正後のこの情報をいち早く町民にビラであったり、広報等であったり、知らしめる必要が私はあったのかと思うのですが、それら等に取り組みなかった理由というのは何かあるのですか。

○議長(福嶋尚人君) 上田選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長(上田賢朗君) 特にあえて取り組みなかったというふうなことはございません。ただ、次の任期が来年の4月22日ですか、に任期迎えますので、そういったものに日程に合わせて周知を図っていきいたいというふうに考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 6番、下川君。

○6番(下川孝志君) 今までは、新ひだか町の選挙などは自己負担がほとんどだったということから、道議会議員や町長の選挙と違って供託金というのはなかったと思うのですが、今回はその負担があることから、ある票数を取らなければ供託金は没収されるし、補助に使ったものもきつと先ほどの説明からすると返還しなければならないということだと思うのですが、そういうことというのをでは町民の方がどれだけ知っているかという、私は知らない人のほうが多いような気がするのです、その辺のこともただ選挙法が改正になった、一部の新聞で報道されただけでなくて、選挙管理委員会として町民にもっと詳しく具体性に富んだものを、新聞以上のものを知らせるべきと私は思うのですが、いかがですか。

○議長(福嶋尚人君) 上田選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長(上田賢朗君) 壇上でも申し上げましたけれども、当然のことながら選挙制度、こういったものも周知も必要ですし、今回法改正のあった内容、公費負担のする部分、こういったものについても今後町広報紙ですとかSNS通じて周知を図っていきいたいというふうに考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 局長。費用については後払いしか、前払いではないのではないですか。今下川議員は、最終的にはもらえるみたいなこと言っていたけれども、選挙終わった後で実際かかった費用を没収されないだけで出すということではないのですか。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長(上田賢朗君) 失礼いたしました。基本的には全て契約に基づくものになりますので、例えば自動車の借り上げ、こういった部分を運転手含みで借り上げる場合、こういったもの事前に契約を結んで、それに対して実績でお支払いするというふうな流れになりますので、まずは契約結んだ内容の審査、その後にかかった経費の精算といたしますか、実績に基づく審査、これはございます。供託金の関係ございましたけれども、供託金である一定の投票数に満たない場合、こちらについては供託金没収になりますけれども、このかかった経費についても当然ながら公費負担にはならないというふうになりますので、その部分については自己負担というふうな形になります。

○議長(福嶋尚人君) 6番、下川君。

○6番(下川孝志君) 今の答弁でよく分かりましたので、実際にこれからいろんな形での情報の公開をしていくということがありましたし、または選挙に出ようとする人、もしくは関心のある人が選挙管理委員会に問合せすることによって細かい説明をいただくと、こういうケースの場合は払われますよと、でもこういうケースは対応になりませんよとかという説明をすることが多くなるかもしれませんけれども、できればそういう問合せがあって、来年の選挙には、今3割を超えていますけれども、やはりきちっとした選挙が、公平な選挙ができるという体制をできそうな答弁をいただきましたので、今後ともぜひそういう働きをしていただきたいと思います。

次に、公共施設のことについてですが、私はこれについては新ひだか町の対応がちょっと理解できない部分は何点かあるのです。私が知る範囲においても町民の事業者、個人においても家庭でも消毒をするもの置いたり、または外に出るときはマスクをする、もしくは手洗い、消毒もきちっとするということが多いので、感染者がたまたま出ても次の日の公表されたものでは管内はゼロだということで、拡散してクラスターになっていない例がほとんどなのです。そういう意味では、きちっとした町民の認識が正しく働いていると思うのですが、ただマスコミ等、もしくは国等の流れてくる情報からすると、できるだけ外には出歩かないほうがいいと、もしくは感染地域との交流はすべきでもないしというようなことがあるのです。とすると、私は感染防止をすることによる健康の維持だけではなくて、人が生きるということは自宅に閉じ籠もるということは非常にリスクが大きくて、人と交流したり、人と接することによる刺激というのは非常に生きることに大切だと思うのです。そういう意味では、閉鎖しましょうということよりも、どのような条件であれば公共施設がオープンしたとしても感染につながらないということができるかという知恵を働かすのも一つだと思うのですが、現実には新ひだか町の場合でも生きるためにどうしても必要な生活必需品、食料品等については買うことができる。まして一般商店なんかでもかなりの人数が買っていますけれども、クラスターも起きていませんし、感染も現状ではそこから起きたというのは私としては知りませんので、上手に機能しているのかなと思います。

その視点に立つてすると、私は、例えば我が町にはパークゴルフ場が立派なのがありますけれども、パークゴルフをすることによって感染が増えるだろうか、感染するだろうかと思ったときに、現状のルールではもしかしたら4、5人のグループで回っていることがあると、マスクをしながらでもちょっと心配というのがあるのかもしれないけれども、仮に3、4人、5人で今までやっていたとしても、回る場合は必ず1人で回ってくださいとか、または2人までですよとかということによって、パークゴルフをすることによってある程度の交流もできますし、運動にもなりますし、外に出るという刺激にもなると思うのです。そういう視点から立ったときに、そう

いうように人数制限とか時間制限とかしたとしても、パークゴルフ場を閉鎖しなくてもいいような運用の仕方ができないかどうかは検討された経緯があるのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 大久保生涯学習課長。

○生涯学習課長(大久保信男君) ただいまの御質問ですが、パークゴルフ場のみならず私どもの生涯学習課では担当する施設がたくさんございまして、緊急事態宣言はまず国で発します。それを受けて、道が道内の措置について発表されます。その中で、できるだけ外出を控えるというのがまず第一に出てきます。そして、道立施設は原則休止するというところで、札幌周辺の特別措置ですか、特定措置区域に限らず、ほかのところも、一般区域の市町村の中でも施設を閉鎖しているところが出てきているところです。

それで、私どももこういった事態の中で実際に施設を開けられるかどうかということで、私どもの町だけで判断するというのはなかなか難しいところもございまして、まずは管内でどのように対応しているのかというのを緊急事態宣言などが出たとき毎回確認をさせていただいております。その中で、確認の結果ほとんどのところが緊急事態宣言に合わせて休館をするという措置をされております。私どもの町だけで開館するだとか、逆にほかの町が開館するというようなことがあれば、当然これについてもなぜほかの町が閉めているのに当町は開けるのだというような批判もあるところです。

また、パークゴルフのお話でしますと、去年人数の制限をしながら、きちんと間隔を取りながらプレーをしてくださいというような指導もした経緯がありますが、なかなか守っていただけなかったという経緯もありまして、またパークゴルフ場につきましては管内でも施設を持っているところがたくさんあります。道内でもたくさんあるのですが、大体のところ、ほとんどのところで閉鎖をしているところがございますので、当町でオープンするということになれば町外、管外から、また札幌の方面からもプレーに来るというようなことも予測されますので、現在デルタ株ということで非常に感染力の強力なウイルスがあるということですから、なかなかウイルスにつきまちは私どもの目には分からないところもありますので、こういう対応をすれば100%うつらないというようなことはなかなか言えるものではございません。また、パークゴルフをされる方は高齢な方も非常に多いですから、もしうつった場合には重篤化する、またさらに悪くなれば亡くなるというような結果となるようなことは絶対に避けなければならないという観点から、各町と合わせまして当町も施設等については閉館するという結果となったものです。

○議長(福嶋尚人君) 6番、下川君。

○6番(下川孝志君) 今の答弁では私としては全然納得するものではないのですけれども、それは新ひだか町の見解と私の考え方に温度差があるということは認識しますが、他のまちと比較することもないと思うのです。それは、そのまちがどう感染状況にあるのか、予防策をどうしているのか、またパークゴルフ場は一つの例ですけれども、どのような構造だとか、または地域によって風向きがどうか、あるかないかとか、それぞれの市町村によって条件が全然違いますので、他のまちとの比較をするのではなくて、我が町の場合にどうすれば可能なのか、駄目なのかということは町民としては知りたいところですので、ここでこれ以上議論しようとは思いませんので、今後の経緯を見たり、ほかの町村も参考にはしますけれども、閉鎖することが本当によかったのか、または制限を加えつつも運動機能の場として、交流の場として稼働させたほうがよかったのかは、今後の経緯を見ながら、またチェックをしていきたいと思っております。

また、施設は違いますけれども、私も健康上の問題もあって週に2回ぐらいは静内温泉に行っているのですけれども、人数は少ないのですけれども、感染防止に努めながら、やはり定期的に通ってきている人がいるのです、こういう新型コロナウイルス感染症の状況だとしても。でも、時短や制限があったとしても、それを健康管理上から非常に必要として通っている人たちがいる場所もありますので、私はいろんな他の公共施設についてもそういう町民に広く利用してもらう道がないのかどうかを検討して、次回になるかどうか分かりませんが、また質問いたしたいと思います。

次に、最後の質問ですけれども、答弁では個人情報の問題があったり、現実に保健所が判断するという現状のルールの中では答弁もしようがないのかなと思いますけれども、マスコミを通じても、または私が町民の声を聞く範囲においても、果たして保健所の今取っていることが保健所の能力でもって私たちの健康が本当に守られるのかという不安があるのです。それで、どこに入院するかも、または自宅療養か、または濃厚接触者の判断も町民にありながら保健所の判断に委ねなければならないと。なかなかそれに逆らうということはできないので、したがってみんなやっていますけれども、やはりこれも今回は初めてのこういう大きな感染症としての私たちは今健康面を考えた上で試練を与えられているわけですけれども、多くの町民の方々が自宅療養であったり、ある人は入院ができなかったり、または会社に勤めることができないと、制限されたということの中で大変困難な状況にある人も町民の中におりました。そういう意味では、今後ぜひ、担当課のほうでも今年このような対応を取ったことが本当に町民にとってよかったのか、もしくは先ほどの答弁の中では地域ケア病床の利用についてはなかったし、考えてもいないし、考える立場にないというようなことも多分あるのしょうけれども、やはり入院病床が少ないので、浦河だ、苫小牧だ、札幌だということで行けと言われてもなかなか家族も大変な状況もありますし、病院機能と、または入院施設機能を考えたときには新ひだか町が持っている地域包括ケア病床の多目的な利用という視点に考えると、町民の安心というのはもっと増えるのかなという気がしますので、これについてもここでの議論で終わることなく、今後もちろん道議や国会議員の先生方とも相談しながら、今後どう対応していくかということを含めて、また勉強して質問いたしたいと思います。

今回の質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。10分程度休憩します。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時54分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

11番、田畑君。

[11番 田畑隆章君質問者席へ]

○11番(田畑隆章君) 通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず、1番目、我が町の地方債210億円の返済と投資余力についてでございます。町長は、町民に対し分かりやすい行政や説明を町政執行方針に掲げています。このことは極めて大切なことだと思うので、税金や町財産がどのように使われているか表記されているか、複式簿記による公会計財務諸表が我が町も今年度より町ホームページに掲載されています。貸借対照表によると、地

方債の残高は平成31年3月末で210億円と表示されていることから、返済とまちづくりに欠かせない新規事業の投資余力について伺います。

1 点目、我が町の本当の純地方債残高は210億5,600万円引く152億5,000万円、これは財務諸表注記の5追加情報に書かれています。そうすると、引くと58億600万円が純粋な債務残高だと思いますが、今後の残高目標をどこに置いているのか。

なお、注記表は、各年度最後の2ページにわたり記載されています。また、地方債残高は、貸借対照表の固定資産の地方債等流動負債の1年内償還予定地方債を足した金額です。210億円の借金のうち、152億円は国がまちづくりのお手伝いをしますよということで、5年度にわたって措置されます。ですから、58億円は払ってくださいよということだと思いますので、その残高の支払いの仕方を尋ねています。お答えください。

2 番目、行政コスト及び純資産変動計算書を見ると、公表された3年間で20億円の行政コストの減少が見られますが、この要因は何か。また、今後の目標をどこに置いているのか。

なお、行政コスト及び純資産変動計算書は、各年度の5ページ目で、着目しているのは純行政コストと財源の科目の年度別変化です。この変化を見てお答えいただきたいと思います。

3 番目、1ページ目の貸借対照表を見ると、資産過剰の状態にある。インフラを整備することは行政サービスの基本となっているが、過剰な場合は廃校財産の売出しと同じく、不用、有用にかかわらず町有財産が従前以上の活用が見込められないならば、または民間がそれ以上の活用が見込めるならば民間への賃貸や販売も必要と思われる。考え方を示していただきたい。

なお、貸借対照表合計額、負債科目の下、帳尻の上に資産合計額が出ています。純資産合計は226億7,200万円が我が町の純資産というふうに書いてあります。お答えください。

4 番目、貸借対照表上の土地等の資産科目は、事業資産とインフラ資産に分けられていますが、我が町の企業会計と一般会計の分類と食い違っているように思うが、これでよろしいものでしょうか。

5 番目、町有林の現評価と今後の評価についてどうお考えになっているか聞かせください。

6 番目、純資産変動計算書の純行政コストと財源の税収、補助金については町財政を説明しやすいものと理解します。町民説明に利活用すべきと思いますが、どのように考えていますか。伺います。

7 番目、新規事業は純行政コストと先ほど言いました財源のバランスがよくなる時期など、明確な目標年次を持っているかお聞きいたします。以上が財政についてでございます。

続きまして、2 番目、漁業の振興策についてでございます。我が町の漁業、なかんずく昆布やアキサケ漁など厳しい状況が続いています。海水温の上昇が影響していると言われていますが、対策についてお考えをお聞きいたします。

2 番目、海水温上昇と漁業対策は国、道と緊密に連携し、支援策を構築すべきと思いますが、見解をお聞きいたします。また、他町と連携して対策強化を訴えていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

3 番目、海水温上昇による水産被害地域は全国的にあると思いますが、情報収集と対策強化を全国レベルで訴えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

4 番目、昆布は、他の海生生物のすみかとなり、餌となっています。復活のための支援策はいかがでしょうか。

5番目、昆布漁の新規就業者について、えりも町は1人300万円を補助するといいます。減ってしまうと漁場の管理、磯掃除だとかそういったことができなくなりますよ、だから必要なのですよということで、漁場管理、磯掃除などを行う漁業者、昆布漁師さんが高齢化を迎えてきています。地域にとって漁業権の関係をどのように考え、将来に向けた高齢化対策を含め、諸課題をどのように見据えているのかお伺いいたします。

6番目、コロナ禍の中で飲食業界の売上げが落ちています。せっかく取れている魚介類が安い。これを機に抜本策の検討はいかがでしょうか。

続きまして、3番目、降雨災害多発と避難対策。これにつきましては、建部議員も質問されていますが、私は初期、初動のところを重点的にお聞きしたいと思います。今年も九州や西日本では、台風や線状降水帯の発生でたくさんの被害者を出しております。近年では、日高を直撃する台風や大雨がなくて何よりですが、平成15年豪雨など人命を失う災害も起きています。私も提言を含む質問をさせていただいているが、国の避難判断基準も変更次第で変更がされていますし、国の方針等も変わっていますので、以下お答え願いたいと思います。

1、静内川上流のダムは、豪雨が降り続くと、そういう予想がされているときに、ダムを守るとの理由で堤防が危険水位に達しているにもかかわらず放水することはないのか。これは、西日本豪雨等々であって、国の政策もいろいろ検討され、変わってきていますので、お聞きいたします。

2番目、台風時のタイムラインについて開示は見送られましたが、1級河川の沙流川では早くに開示されています。ただし、消防など多数の行政の行動計画についても表示されていますので、一般住民はあまり必要のない行動計画まで含まれているのですが、不必要なものは省いて、住民だけのタイムラインを明示できないかお聞かせください。

3番目、ハザードマップ上1階以上が水没する地域に対し、特別の情報通知の現状をお聞きしたい。そのような地域限定の要支援者や災害弱者に対する通知もエリアメールで出せるのではないかと思います。自治会担当者にも情報を通知し、自治会自ら求めがある場合において担当役員にエリアメール等で、避難(避難所でのボランティアを兼ねて)ということで、その避難勧奨をできないか。

以上、質問いたします。よろしくお伺いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長。

[総務課長 上田賢朗君登壇]

○総務課長(上田賢朗君) 田畑議員から御質問の大きな項目の1つ目、我が町の地方債210億円の返済と投資余力についてと3つ目、降雨災害多発化と避難対策について御答弁申し上げます。

最初に、大きな1つ目の1点目、本当に純地方債残高は210億5,600万円から152億5,000万円を控除した58億600万円が純粋な債務残高だが、今後の目標をどこに置いているのかについてでございますが、田畑議員が申される純地方債残高については、地方債の残高から普通交付税の基準財政需要額に算入されるいわゆる交付税算入額を控除した残額のことと推測いたしますが、現計画である新財政計画では投資的経費の計画値への財源充当として地方債の借入額を見込んでおり、この地方債発行と償還に伴う地方債残高を計画してございます。地方債発行の計画値につきましては、交付税の算定に用いられる基準財政需要額に算入のある良質な地方債の借入れを想定してございますが、田畑議員の申される地方債の残額から交付税算入額を控除した残額に対する計画

目標値は特に定めてございません。また、例年の決算等の状況でも公表しておりますが、将来にわたる財政負担等の中で、交付税算入分のほか公営住宅使用料などの充当可能な特定収入も記載しております。これら公債費に充当することができる財源を除いた額、つまり税を充当する分となりますが、これをいかに小さくしていくかが目標となります。ただ、地域経済へ配慮した一定の公共事業はこれからも必要と考えてございまして、その充当財源としての地方債発行は必要と考えてございまして、財政の健全化を考えた場合、安易な地方債の発行は財政の硬直化を招くことから、健全化判断比率における実質公債費比率や将来負担比率など、地方債の発行に一定の制限を課せられるような比率以上にならないよう財政の健全化に努めなければならないと考えてございます。

2点目、行政コスト及び純資産変動計算書を見ると、公表された3年で20億円の行政コストの減少が見られるが、この要因と今後の目標につきましては、さきに公表いたしました財務書類は平成28年度から平成30年度決算に係るものですが、行政コストの減少要因としましては、平成28年度から平成29年度では、主なものになりますが、病院事業会計負担金で基準外繰り出しを行わなかったことなどにより約1億6,200万円の減、日高中部衛生施設組合負担金で地方債の償還終了などにより1億2,400万円の減など、純経常コストが3億3,300万円の減となっております。平成29年度から平成30年度では、介護サービス提供基盤等整備事業で約1億1,300万円の減、対空射撃場周辺漁業用施設設置事業で約2億3,800万円の減、下水道事業特別会計繰出金で基準外繰出金の抑制により約1億4,000万円の減、介護サービス事業特別会計繰出金も同じく基準外繰出金の抑制により約2億600万円の減、まちづくり基金からの繰替え運用の解消のための繰出金で5億3,000万円の減など、純経常コストが16億300万円の減となっております。

行政コストの今後の目標につきましては、これまでは新財政計画に基づく予算規模の縮小や行財政改革による事務事業の見直しなどによる経費の削減に努めてきたところですが、新財政計画につきましては計画期間が令和3年度までとなっていることから、現在新たな計画の更新作業に着手してございますので、現時点では予算規模等の計画目標値をお示しできませんので、御理解賜りたいと存じます。

3点目、貸借対照表全体を見ると資産過剰の状態にある。インフラを整備することは行政サービスの基本となっているが、過剰な場合は廃校財産の売出しと同じく、不用、有用町有財産が従前以上の活用が見込まれるならば民間への賃貸や販売が必要と思われる。考え方を示してほしいということにつきましては、田畑議員が言われる有用財産がどのようなものを想定しているかによりますが、現状として必要としている財産、利用としている財産があれば安易に賃貸や売却することは困難であり、対応に当たっては十分検討すべきものと思われませんが、不用な財産、遊休資産については、これまでも売却可能な物件については公募等による売却を進めているところでございます。令和元年度以降では、静寿園跡地、旧教職員住宅や旧静内第二中学校など、土地、建物合わせて7件の売却を行っており、賃貸につきましても令和3年8月末現在で土地244件、建物11件の普通財産等を民間等に貸し付けております。今後においても公的公共的活用が見込まれるものと見込まれないものに区分し、見込まれないもので売却が可能なものは売却を進めてまいりたいと考えておりますし、売却不可能な財産については、建物は計画的に解体、土地は有効活用を検討の上、継続して適切な管理を行ってまいりたいと考えてございます。

4点目、土地等の資産科目は、事業資産とインフラ資産とに分かれている。我が町の企業会計

と一般会計の分類と食い違いがあるように思うのが、よいのかにつきましては、企業会計における財務書類は地方公営企業法で定めのある資産勘定の区分に基づき分類され、一般会計等における財務書類は国が平成26年度に策定した統一的な基準に基づく資産勘定の区分により分類することとされているため、現時点では多少の食い違いがあることは認識してございますし、国の示す区分に基づき分類されるべきと考えてございます。

5点目、町有林の現評価と今後の評価についてどう考えているのかにつきましては、現状の固定資産台帳は、注記にも記載してございますが、全ての資産の評価を完全にできている状況ではなく、判明次第更新していくこととして整理させていただいておまして、町有林の立木竹については評価ができておらず、登録されていない状況にございます。

今後の評価についてですが、統一的な基準としましては、ほかに合理的な算定方法がない場合については原則として保険金額によることとされており、樹種、樹齢、面積により森林国営保険を参考に再調達価格を求めることとされております。また、統一的基準では、原則として再評価を行わないこととしておりますが、立木竹は非償却資産であり、逆に経過年数とともに価値が高まっている資産であるため、再評価の頻度については定めはありませんが、保険金額と樹齢の関係から6年に1回程度の再評価が適当とされております。現状では評価がされていない状況であります。今後順次評価を行い、判明次第調査判明分として固定資産台帳へ追加することとしており、登録後においては6年に1回程度の再評価が行えるよう実施してまいりたいと考えてございます。

6点目、純資産変動計算書の純行政コストと財源の税収、補助金については町財政を説明しやすいものと理解する。町民説明に利活用すべきと思うが、どのように考えているのかについてでございますが、純資産変動計算書につきましては地方税、地方交付税などの一般財源、国、道支出金などの特定財源が純資産の増加要因として直接計上され、行政コスト計算書で算出された費用である純行政コストが純資産の減少要因として計上されることなどを通じて1年間の純資産総額の変動が明らかになり、また固定資産等の変動により純資産の変動要因が分かる表となっておりますので、田畑議員の言われるような活用方法もあるとは思いますが、他の財務書類等も含めた中で町民の皆様にとって分かりやすい町財政の説明に努めてまいりたいと考えてございます。

7点目、新規事業は純行政コストと財源のバランスがよくなる時期など明確な目標年次を持っているのかについてでございますが、統一的な基準による地方公会計における各種財務諸表において、御質問にある純行政コストと財源のバランスを見る指標の一つに行政コスト対税収等比率がございますが、これは税収等と行政コストの比率を見ることにより、当該年度の税収等のうちどれだけが資産形成を伴わない行政コストへ充てられたか分かる指標となっております。この比率が100%に近づくほど資産形成の余裕度が低く、さらに100%を上回ると財政調整基金など過去から蓄積した資産が取り崩されたことを表している指数になります。当町の当該指数は、平成29年度で134.1%、平成30年度で120.5%と前年度と比較し13.6ポイントの改善が図られているものの、指数は高い状況にございます。

そこで、御質問のバランスがよくなる時期、明確な目標年次でございますが、この行政コスト対税収等比率については、当町では現在明確な目標は持っておりませんが、先ほども申し上げましたとおり、現時点の財政計画では財政の弾力性を示す指標である経常収支比率を用いた計画となっております。今更新作業をしている新たな財政計画において新しい指標を用いるか、現

行の指標を用いるか決めてはおりませんが、いずれにしても何らかの目標指標の設定が必要と考えてございます。

また、新規事業の実施にあつては、厳しい財政状況にあり、これらの各種財務指標があるものの、行財政改革による経常経費の削減、経常一般財源の確保、さらに地域経済への配慮や住民サービスの向上を目指し、行政評価による真に必要な事業の選択を行いながら事業を実施してまいりたいと考えてございます。

次に、大きな項目の3つ目、降雨災害多発化と避難対策の1点目、静内川上流のダムは豪雨が降り続く予想がされているとき、ダムを守るとの理由で堤防が危険水域に達しているにもかかわらず放水することはないのかについてでございますが、静内川上流には治水目的ではあるものの、発電機能も持ち合わせた北海道が管理している高見ダムと発電を目的として北海道電力が管理しているダムが4つあり、合わせて5つのダムがございます。高見ダムにつきましては、放水ゲートのない自然越流方式による洪水調節機能を持ったダムでございます。有効貯水容量は1億4,900万立方メートルとなっており、この整備規模は道内最大規模でございます。また、北海道電力が管理しているダムにおきましては、春別ダム、静内ダム、東の沢ダム、双川ダムの4つとなっており、この発電を目的とした利水ダムには洪水調節機能はございませんが、近年の台風等による水害の激甚化などにより、既存ダムの有効貯水容量を洪水調整に最大限活用できるようにするため、昨年8月に北海道と北海道電力が新冠川及び静内川水系治水協定を締結したところでございます。この協定の主な目的は、既存の利水ダムにおける有効貯水容量を洪水調整に最大限活用するため、台風等による洪水が予想される場合において発電のために貯水していた水を3日前から事前放流し、ダムの水位をあらかじめ下げておくことで水害の発生を防止し、洪水調整機能の強化を推進しようとするものでございます。

このように本町のダムにおきましては、関係機関が台風等による大雨時の対策を講じているところでございますが、ダムが設置されている場所で局所的に豪雨が降った場合には、当然のことながら事前放流をしてもダムの水位が上昇し、一定の貯水量を超えた場合には放流がされることもあり、その結果河川の水位が上昇するものと見込まれます。

なお、ダムの放流に当たりましては、従前より放流1時間前から電話やファックスにより町や警察などの関係機関に対し情報伝達がなされ、放流に当たっての情報共有を図っているところでございますし、実際に放流が開始されますと当該時点におけるダムへの流入量やダムからの放流量が関係機関に情報伝達されます。また、地域住民に対しましては、双川ダムから最下流までの間に整備されております1基のサイレンと20基の屋外スピーカーにより放流している旨の情報伝達を行ってきているところでございまして、最悪の状況の場合には速やかに住民が避難する場面も想定しなければならぬものと考えてございます。

2点目、台風時のタイムラインについて開示は見送られたが、1級河川の沙流川では早くに開示され、消防など多数の組織の行動計画についても表示されている。一般住民に必要なない行動計画が含まれているため、不必要なものは省いて住民だけのタイムラインを表示できないかについてでございますが、沙流川の試行版水害タイムラインにおきましては多機関連携型タイムラインとして検討され、平成29年2月より試行運用されているところでございまして、私どもも内容を確認させていただきましたが、非常に細かく関係機関を細分化し、17ページにも及ぶものとなっており、その内容のほとんどが細分化された各関係機関の行動細目について記載されていると

ころでございます。

一方、本町のタイムラインにつきましては、水位周知河川であります真沼津川、古川、静内川の3河川を対象とした避難勧告発令着目型タイムラインとなっております。沙流川タイムラインほど関係機関を細分化しておりませんが、内容につきましては河川の水位情報あるいは気象情報に基づき、防災関係機関であります室蘭建設管理部及び新ひだか町が台風の接近、上陸に伴い、あくまで行政がいつ何をすべきかなどの行動基準を1枚の表にまとめたものとなっております。住民自らが行動を起こすための目線に立ったものでございません。

住民だけのタイムラインについてでございますが、大切なことは現在運用している避難情報の発令判断伝達マニュアルに基づいた適切なタイミングによる避難指示等の発令を防災行政無線をはじめエリアメールやLアラートなどによる情報伝達の多重化を図りながら、住民自らが行動を起こす目安、あるいはきっかけを伝達していきたいと考えているところでございまして、地域住民の方々におかれましては全戸配布しています防災ハンドブック、あるいは町のホームページを御覧いただき、平時から自分自身の住んでいる場所がどのような災害リスクがあるのかを把握していただき、万が一の災害時の場合には気象庁から発表される警戒情報や町からの避難情報に注意していただき、いつでも迅速な行動が取れるよう努めていただきたいと思います。町といたしましては、引き続き平時からの防災意識の高揚を図るため、学校や自治会、各種団体への出前講座等を通じた地域防災力の向上に努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

3点目、ハザードマップ上1階以上が水没する地域に対する特別な情報通知の現状をお聞きしたい。そのような地域限定の要支援者や災害弱者に対する通知もエリアメール等で出されると思うが、自治会から求めがある場合、自治会担当者にも情報を通知し、エリアメール等で避難を推奨できないかについてでございますが、繰り返しになりますが、降水時の避難情報の発令に関しましては、現在運用しております避難情報の発令判断伝達マニュアルに基づき、各河川における水位情報により高齢者など避難に時間がかかる住民に対しまして町が発令するレベル3、高齢者等避難の情報伝達により早めの避難を促してまいります。

なお、エリアメールを含む緊急速報メールでの避難情報の伝達に当たりましては、地域を限定して配信することはシステム的に不可能であり、実際の配信時には携帯電話の大手キャリアが町内で整備している携帯電話基地局から電波を受信できるスマートフォン、あるいは携帯電話へ皆同じ内容、タイミングにより強制的に送信される仕組みとなっておりますので、御理解願います。

また、要支援者に対する避難情報の伝達におきましては、避難情報の発令判断伝達マニュアルに基づき災害対策本部よりレベル3、高齢者等避難を発令し、早めの避難を促すとともに、介護担当部局等における要支援者の避難安否確認、さらには居宅介護支援事業所との連携により介護サービス利用者の担当ケアマネジャーによる安否確認の把握や後方支援の安否の検討、緊急通報システム契約者など介護サービス未利用者につきましても安否確認などの状況把握を行い、また自治会や自主防災組織につきましては、それぞれの地域における要支援者への避難情報などの伝達や安否確認にできる範囲で御協力を賜りたいと考えてございます。

なお、災害発生時における情報伝達については、緊急速報メールのほか現在整備を進めております防災無線を活用していくこととなりますが、この防災無線の戸別受信機は自治会、自主防災

組織数に応じて貸与することを進めております。防災無線につきましては、緊急速報メールと違うところが地域などを指定して放送できることから、伝達する情報の内容にもよりますが、これらを上手に組み合わせながら、的確な情報伝達に努めてまいりたいと考えてございます。なお、御指摘のとおり、有事の際には逃げ遅れる人を出さないのが最重要と考えておりますので、自治会とも平時からの情報共有に努めてまいります。

また、避難所運営におけるボランティアなどによる地域の方々の参画につきましては、どのような避難所でも地震や津波、大雨等による災害により住民の方が避難を余儀なくされた場合の被災者のよりどころとなるものでございますので、良好な避難所環境が求められるところでございますが、避難直後の避難所の運営につきましては、避難所担当の町職員による避難者の状況把握をはじめ、災害対策本部との連携により必要な食料や資機材等の確保が優先されますが、避難から数日が過ぎた段階になりますと、自治会や自主防災組織、あるいは避難者自身にあっては避難所のルールづくりなど避難先の避難所運営に関わっていただく場面も必要になってくると思われ、そのことにより、より良好な避難所生活を送ることができるものと考えております。

避難所運営における自治会担当役員のボランティア活動についてですが、大規模災害時には社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置、運営がなされることとなっております。平時から各町の防災担当者及び福祉担当並びに社会福祉協議会の担当などが集まり、災害ボランティアセンターの必要性や役割を認識し、また関係機関の顔の見える研修会等を開催するなど、災害時に協力し合える連携体制の構築を図る取組を実施しておりますので、自治会担当役員におかれましてはできる範囲で当該枠組みによる支援を賜りたいと考えているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 水谷水産林務課長。

[水産林務課長 水谷 貢君登壇]

○水産林務課長(水谷 貢君) 田畑議員からの御質問の大きな2点目、漁業の振興策について御答弁申し上げます。

まず、1点目の海水温上昇の影響の対策につきましては、水産資源の資源量が水温や海流、餌量といった海洋環境の影響を強く受けていることは明確であります。中でも水温は、他の要因よりも測定が容易で情報量が豊富であることから、変動の推移や水産資源との関係が様々な形で調査、報告されております。これらの報告では、温室効果ガスの影響によって気温上昇の長期傾向が強く続く地球温暖化が海水温や海面水位上昇の原因と言われており、世界各地で問題視されております。この現象は、北海道近海などで定期的に行われている海洋観測モニタリングのデータや当町沿岸ではブリ、マンボウなど南方系魚種の回遊が多く見られていることから海水温の上昇が当町漁業に少なからず影響を及ぼしているものと懸念しておりますが、これまで抜本的な改善策が見いだれておらず、海洋環境も改善が見込めない状況においては、環境変化に伴い新たな魚種の選定や漁法の改善、変更など、将来的には既存の漁業にとらわれず、環境の変化などに対して柔軟に適応していくことを選択肢とすることが必要となってくるのではないかと推察しております。これらの課題につきましては、地域ごとの実情の違いがあることや一地域で取り組むには大きな問題であることから、その対策を模索している状況でございます。

次に、2点目の国、道と緊密に連携し、支援対策の構築に対する見解と他町との連携による対策強化につきましては、1点目でも御答弁したとおり、海水温の上昇と漁業対策は一地域で取り組むには大きな問題であると捉えております。このことから他の沿海市町村との連携はもとよ

り、漁協や漁連をはじめとする漁業系団体とも連携を図り、国や北海道に対し、海洋環境の改善対策や環境悪化により影響を受ける漁業への支援対策の構築に向け、働きかけていくことが必要であると考えております。

次に、3点目の水産被害地域の情報収集と対策強化につきましては、全国各地で生じているであろう海水温の上昇による水産被害に関しては、海域の違いや地域の特性など様々な要因に伴い、当町とはまた違った被害状況が想定されますが、現在において当町の現状も明確になっていないことからまずは当町の実態把握が必要であるとの認識から、引き続き関係機関による海洋観測モニタリングデータなどの情報収集を行うとともに、他地区の動向や関係団体の取組を注視していきたいと考えております。

次に、4点目の昆布復活の支援策につきましては、昆布をはじめとする海藻類が繁茂する藻場は、海中の様々な生物に隠れ場所や産卵場所などを提供し、窒素やリンなどの栄養塩を吸収して光合成を行い、水の浄化や海中に酸素を供給することで海の生態系を支えています。また、海藻類自体もウニなどの様々な生物のえさになるだけでなく、付着した微生物などが小型甲殻類や巻き貝の餌になっており、これらを食べる魚類も集まってくるなど、生物多様性と生産力が高いという特徴を持っております。日高沿岸は、優良な三石昆布の生息海域であります。近年雑海藻により昆布の生息範囲が縮小しており、資源量も減少傾向にあることから、漁場を保全する取組が進められております。当町においては、平成25年度からこれまで国の水産多面的機能発揮対策事業を活用して、昆布資源と従来の藻場の回復のため、漁業者自らが漁船を使ったチェーン引きや手刈りによる雑海藻駆除などの漁場の保全に取り組んでおりますが、令和3年度から新たに5か年計画が策定され、この計画を基に保全活動が行われる予定でありますことから、当面の間はこれら活動に対する支援、協力により取組を推進するとともに、必要に応じて漁協などと情報共有を図りながら対策を協議してまいりたいと考えております。

次に、5点目の昆布漁業者の高齢化と将来に向けた課題解決につきましては、全道各海域では様々な形で昆布漁業が営まれておりますが、いずれの地域でも生産高は減少傾向にあり、その一因は、前段でも御答弁しましたが、海水温の上昇のほか漁業者の高齢化や後継者、担い手不足による生産力の減退にあると言われております。この問題は、当町でも例外ではなく、生産高への影響のみならず、将来的な資源の維持、回復や漁場の永続的な管理などにも影響が生じることを懸念しておりますが、その実情は明らかとなっておりませんでした。そこで、現在理事者からの指示により、漁協等の協力の下、高齢化や後継者、担い手などの実態を把握するべく、年齢構成やこれによる将来推計のための基礎資料を本年度中に整理すべく業務を進めております。

また、高齢化を迎えている地域と漁業権の関係につきましては、日高管内の各地区を見ましても漁場の広さや資源量の動向、漁業者数、漁業形態など浜の実情は様々であり、単純に比較することは適正ではないとの見解から、まずは当町の実情を把握し、これを踏まえて検討していかねばならないものと考えております。今後は、これら資料の活用や実情を考慮し、地域漁業の抱える課題を明確化するとともに、関係団体と連携協力を図りながら、将来のための課題解決に向けて協議してまいります。

最後に、6点目の魚価安に対する抜本策の検討についてですが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う度重なる緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置により飲食店などから需要の減少や消費の低迷が続いていることが生産地の価格にも影響を及ぼし、いまだその回復が見通せない状況が

続いております。このような状況の中、生産地での価格の下支えのため漁協が主体となり、実施しています出荷調整や新たな販売手法の確立に向けた取組に対して支援しているところでございます。一方、抜本的な対策につきましては、今現在も新型コロナウイルス感染症の終息の兆しが見えない中、当面は新型コロナウイルス感染症との共存を見据えたいわゆるウィズコロナを念頭に置き、今後の需要やこれに伴う市場価格の動向をはじめ、産業構造の改変や新しい生活様式への転換など、変わりつつある社会情勢を注視していくとともに、これらの状況を踏まえた対策について、必要に応じて各関係団体と協議していかなければならないと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 11番、田畑君。

○11番(田畑隆章君) 御答弁ありがとうございます。丁寧な御答弁、本当にありがとうございました。

そして、第1番目に取り上げた地方債210億円という、このことなのですけれども、実はこの金額というのは町の広報に出ている金額なのですけれども、ネットでダウンロードした貸借対照表には出てこないというのか、出ているのです。負債の部の固定負債の中の地方債残高と、それから1年内償還予定地方債、この金額を足した金額もこの金額になる。本当はこの会計というのは一目で実態が分かるというのが基本なのですけれども、多分これは国からの指導でなされているものでないかなと推察するのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長。

○総務課長(上田賢朗君) こちらの指標につきましては、国から示されている標準的な様式になってございますので、当町といたしましてはその標準的なものに沿って作成してございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、田畑君。

○11番(田畑隆章君) ですから、今私が言いましたように地方債残高というのは、来年度に支払う分、今年度というのか、来年度に支払う分、予定貸借ではないのです。残高貸借ですから、残高を示すのですから、私は不要ではないかなと思っております。

それと、その次に大切なのは、210億円を我が町の税金で払うわけでない。このうちの152億4,996万3,000円、これは国が払いますよということをこの注記表には書いてある。ですから、先ほどの210億円からこの金額を引いた金額が私たちのいろんな税金だとかその他から払わなければならない金額ですよと、これを明確に町民に示すということが大切なだろうと。貸借対照表というのは、そういうものでないかなと私は思っています。

それで、同じようにこの58億円というのは引き算しなかったら分からないのですけれども、これはどこかに書かれていましたっけ。財務諸表書類の中にはありましたですか。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長。

○総務課長(上田賢朗君) 具体的なそういう58億円というふうな数字については載ってございません。

○議長(福嶋尚人君) 11番、田畑君。

○11番(田畑隆章君) その点ともう一つ、固定資産のほうなのですけれども、インフラ資産と、それから事業用資産とに分けて書かれている。これサービスの的に詳しく書かれているようなのですけれども、どちらかという土地なら土地で1つに集め、建物なら建物で1つに集め、道路なら道路で1つに集めていくというやり方のほうが一般的な企業会計のやり方でないかなと。細かくすると、なかなか理解するのに時間がかかるということもありますので、もしこういったこと

が将来直していられるものであれば直していただきたいなど、これは要望です。

続きまして、1点目の質問の残高については、なるべく小さくしたい、ゼロにしたいという気持ちはそのとおりだと分かるのですけれども、国が1,100兆円もの赤字国債を持っている中において、我々が今ゼロになるということはなかなか整合性が取り切れないかなという気がします。ですから、プライマリーバランスをどう取っていくかということになるのだろうと思うのです。あるいは、ゼロにするにしても5年かけるのか、10年かけるのか、20年かけるのか、そういう減らし方の算定方式というか、あるいはその意識というか、その辺はお決まりになっているのかどうか、その辺だけちょっとお聞きしたいのですが。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長。

○総務課長(上田賢朗君) 地方債の残高をゼロにしていくというふうなことでございますが、借金はないにこしたことはないのは当然でございます。ただ、例えば箱物を1つ造るのにその箱物が30年もちますという場合に、現金があるからそれで造ってしまうかというのはちょっと乱暴な考え方だと思います。といいますのは、その30年もつ施設をそのときの納税者だけで負担しているのかというふうな考え方でございますので、そういった部分で考えると当然借金をして、ある程度の年数でその世代のときの納税者にも負担していただくと、利用する方に負担していただくというふうな考えもでございますので、そういった部分では当然地方債の発行は必要だと思いますし、そのときの財源というので有利な財源を活用していくというふうな考えでございますので、そういった部分のバランスを取りながら財政運営をしていきたいというふうに考えてございますので、それについては御理解いただければと思います。

○議長(福嶋尚人君) 11番、田畑君。

○11番(田畑隆章君) 私理解しているつもりです。そのついでですけれども、要するに増やしてはいかないと、58億円を増やしていくということは考えていないということでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長。

○総務課長(上田賢朗君) 税で負担する部分の額を増やしていかないのかどうかということにつきましては、その時々情勢によりますので、その部分については今何とも御回答できないというふうな状況でございますが、その部分はその年に大型事業があれば当然残高は増えますし、それが償還していけば減っていくというふうな流れの中で検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、田畑君。

○11番(田畑隆章君) 長期的な視野に立って運営していただきたいと思います。

2点目なのですけれども、行政コスト計算書から見えた2年で20億円の縮減ということなのですけれども、これがやむを得ないということなのでしょうけれども、1年で10億円、平均すると。これを1年で5億円程度に縮減するならその程度という議論もできるのかなという気はするので、その辺の目安をお持ちになっているのかどうか。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長。

○総務課長(上田賢朗君) この部分の3年間で20億円といいますのは、先ほど壇上でも中身、主なものを御説明しましたが、病院事業の補助金の抑制ですとか、特別会計への繰出金の抑制ですとか、そういった部分で一般会計がかなりきつい状況にございましたので、その部分で出すものを出していなかったというふうな、出すものを出していないというのは変ですけれども、

そういった部分で前年度通して比較で出ているというふうな内容になりますので、この部分については今後当然経常経費削っていく中で前年度ぐらい減ってきますけれども、その辺は年度年度の状況によって変わってくるものかというふうに思っています。

○議長(福嶋尚人君) 11番、田畑君。

○11番(田畑隆章君) いずれにしろ、この財務諸表が出ていただいたおかげでそういった議論ができるというのは、町民にとっては幸せでないかなと思います。

3点目、町有財産の利用なのですけれども、今現在は町有林については町有林としてしか使われていないと思うのですけれども、例えばどこかの業者がそこで山菜取りツアーの企画をしますよと、貸していただきたいとかというようなことも将来可能性はあると思うのですけれども、そういったところにはぜひ利用していただくというような基本的な考えがあってしかるべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長。

○総務課長(上田賢朗君) 町有林の管理上その部分を貸付けができるのかというのは、ちょっと何とも言えないのですけれども、ただ町有林を適正に管理していく中で、一般の人が入って行って荒らすというふうな状況になるとまた困りますので、その目的に沿って財産管理していきますので、可能な範囲では対応できるかとは思っているのですけれども、そういった目的に基づいて管理しているというふうなことを御理解いただければと思います。

○議長(福嶋尚人君) 11番、田畑君。

○11番(田畑隆章君) 4点目の事業用資産とインフラ資産なのですけれども、多分これは国の考え方は、インフラ資産は販売できないけれども、事業資産は売るなり、貸すなり、大いにやってくれというのが国の考え方で、それで切り分けたのではないかなという気はするのですけれども、私の解釈が間違っているかどうか、その辺だけお願いします。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長。

○総務課長(上田賢朗君) この公会計の中の財産の分けというのが売れるもの、売れないもの、基本的にはございます。例えば町道、町の道路、こういったものを財産で持っているから売れるのではないかというふうなものになりますと、土地は売れるのでしょけれども、現実的には売れないというものもございますので、そういったものが一概にこちに振り分けているから売れるのではないかというふうな考えではないのかなというふうに感じてございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、田畑君。

○11番(田畑隆章君) 5点目の、そういったことと関係するのですけれども、無評価である町有林の関係なのですけれども、先ほどの議論もありましたけれども、当然財産ですから、特に木材については急に売ったりすることが出てくると思います。そのときの評価云々というのは出てくるかと思うのですけれども、ですから早めにこれは6年を待たずに、それが適用できる評価があるのであれば適用していただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長。

○総務課長(上田賢朗君) 立木竹につきましては、現実にも伐期を迎えた材木につきましては入札によって販売しているというふうなことをしてございます。これを全て山の中に入って評価するということは現実的ではございませんし、不可能だと考えてございます。ですので、壇上でも申し上げましたとおり、一定の国のほうで保険の単価だとかそういったものを使ってやりなさ

いというふうなものがございますので、そういったものについては実際の評価ではなくて、そういったものを活用しながら評価していきたいというふうに考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、田畑君。

○11番(田畑隆章君) 若干なのですけれども、うちの町木材の町でしたから、大体の我々の年代というのは理解していると思うのですけれども、1メートルぐらい、腰の高さでもって立木が何センチあるよ、だからこのこの一帯はこれぐらいの評価があるのだよというのは大体出していたのではないかなと思いますので、そういうようなことで、評価が定まった時点で出していただければと思います。

それから、これ見させていただいたときに、例えば道路については1円ですよ。そのほかについても極めて低く抑えるというのは、保守的な会計ということで極めて正しいことだと思うのですけれども、必ず評価されて資産項目が増えてくる可能性があります。増えてくると、利益が出たように感じます。前年に比べると、これだけ利益が出たよというふうに、一般企業に関しては。だけれども、こういうふうなことで増えたのですよという、そういう注記というのは非常にたくさん必要になってくるかと思います。それについては、そういう認識でよろしいですね。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長。

○総務課長(上田賢朗君) 対前年の流れの中で比較したときに、当然そういったもので増えたものについては、必要であれば注記に足すことは足していきたいというふうに思いますけれども、その辺は国の記入の仕方ですとか、そういったものを勉強させていただきながら対応していきたいというふうに考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、田畑君。

○11番(田畑隆章君) 6点目、7点目なのですけれども、非常に前向きなお答えでしたので、こういった形で説明を進めていかれるというのはいいのではないかなと思っています。ただ、行政コストの対税収等比率は29年度134.1%、それから30年度が120.5%ということで落ちてくる。1か月か2か月すると新しい年度のが出てくるので、このパーセントがまた出てくる。そうすると、傾向が出てくると思うのですけれども、この傾向が続いていくと考えてよろしいのですか。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長。

○総務課長(上田賢朗君) 今回29年度、30年度の比較の部分では確かに落ちているというふうなものがございます。ただ、今後そのままいくのかというふうになると、ちょっとまだ見通しを立てていませんので、何とも言えないというのが現状でございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、田畑君。

○11番(田畑隆章君) いずれにしろ、公会計による貸借対照表、あるいは損益計算するためのコスト計算書等々が出されて、議論のたたき台が一般企業との関係で、ただ額は大きいです。こんな大きな額を持っている企業というのは、この中にはないと思いますけれども、こういった議論ができるということで、しかも習志野市ですか、習志野市では土地の評価をするのに3人で半年かかったというお話がありましたので、そういったことを考えると非常に大変な中、御苦労されたと思っております。しかも、百五十何億円という仕事をしているのだなということが理解できたので、これについては大変よろしかったと私は思っております。

次の質問に入らせていただきます。漁業振興についてでございます。漁業振興につきまして、時間がないので、絞ります。5番目の新規就業者について、えりも町は1人300万円という

ようなことがありましたけれども、今昆布がなかなか厳しい状況にあるというのは、基本的に昆布の問題もある。というのは、一定程度の水温の低下がないと、そこでその胞子がたくさん出ない。いつまでも温かいと胞子が出ない。どういうわけかえりものほうよりも西の門別のほうが少なくなっている。こういった基本的な昆布の生理的なものがこの水温に規定されている。だから、将来的にはもしかしたら真昆布、函館のほうの温かい海に育っている真昆布がこっちのほうで出て、こっちの日高昆布が長昆布のほうに移りのでないかなというふうな言われ方もしていますけれども、何とかそれを技術等々で乗り越えていくべきでないかなと。ですから、温かい海の中国で取れていなかった昆布を取っているように何とかできないかというのがこの質問なのですけれども、5番目に絞らせていただきます。

今後の漁業権につきまして、御存じだと思いますが、権利者1戸に対して1艘の船で1人の漁師さんが乗り込む、これが昆布漁です。伝統の昆布漁で、これはすばらしいことだと思うのですが、長年定められたこの方法で行われているのですが、伝統も、何度も言います、守るべきだと思いますが、携わる人たちが70代、80代になっても1人で乗らなければならないという現実、極めて厳しいものがあるのではないかと推測します。えりも町の庶野地区では2人が乗っています。あそこは水の流れが厳しいということで2人が乗っているのですが、そういうことも考え、それから手でもって、そういう重労働を機械化できないか、船の構造を変えることができないかというような議論も枠をはめずに、最も業者にとって将来に確信が持てる方法を道だとか、大学だとか、研究者、水産研究機構の知恵を借りて、あるいは密接に連携して改革を進める必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 水谷水産林務課長。

○水産林務課長(水谷 貢君) 昆布漁の関係というところで、最初に庶野の2人での漁業、昆布採取という部分、我々のほうもその内容については承知しております。ただ、これについては、漁業権の行使規則というものが各漁協で定められておまして、これに基づいた漁というか、採取をしているような状況になっています。先ほど田畑議員をおっしゃられたえりも地区の庶野については、この漁業権行使が2名でできるというような規則内容になっているというところ、ひだか漁協については、同規則に基づいた上で同一世帯内で1権利となっているというところ、1名の者しか取られないような現状になっているというところ、この辺なのですけれども、例えばその権利を持っている漁師さんが病気だとかけがをした場合などは、他の者が利用するということが認められる場合もあります。

あと、機械化の関係なのですが、今現在当町においては、三石地区の梶舞地区においては荷揚げ用のクレーンが整備されております。こういったところで作業の一工程において機械の導入が行われる事例というところは、当町のほうについても先ほどの荷揚げ用のクレーンだとかで取り組んでいるところ、一方、採取に関して機械導入など実用化されているというところ、船のところ、船の採取でする部分については、機械化されているというのは全道でもちょっとまだないというような状況になっております。

今後ですけれども、そういった規則の見直しや機械化などは、現在漁業が抱えている様々な問題の解決策の一つと考えております。地域でも協業化などの一環で漁業者の自立的、主体的な取組として行うことについては、我々もよいことだというふうに認識しておりますので、御質問のとおり、今後機械の開発や実用化のために関係者が連携して取り組んでいかなければならないと

いう認識の下、今後その情報収集や地域の実情を考慮して、その可能性について判断していきたいというふうに考えております。

○議長(福嶋尚人君) 11番、田畑君。

○11番(田畑隆章君) ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

そして、乾燥機の導入についてでありますけれども、雨天、曇天に関係なく漁業ができる。昆布漁というのは青天でなかったらできないのです。午後からも乾いていなければならないというところで、働く人たちにとっては非常に厳しいものになっているのですけれども、実は浦河地区のというか、全道ほかの地域では乾燥機が普及してきています。昔の乾燥機と違って変色がなくて、おか周りの従事者の方々も確保しやすいなどメリットがあるのですけれども、浦河では8棟が今年度から導入されたと聞いております。価格は950万円で、2分の1が道で、残りの2分の1を町と漁協等で導入したということですが、新ひだか地区は個人で導入よりも組織化、共同化、そして漁師さんを支援するというを第一に考えて進めていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 水谷水産林務課長。

○水産林務課長(水谷 貢君) 昆布の乾燥機の関係というところなのですが、乾燥機の導入については、これまで品質の低下が懸念されて敬遠されてきていたところなのですが、近年の乾燥機については能力も向上してきています。天日干しと遜色が変わらないような性能の乾燥機も出ているというところは私どものほうも承知しております。そのため日高以東、東側を中心に浦河だとか様似、えりも方面について導入が今進んでいるような状況になっています。新たに乾燥機を導入する場合についてなのですが、その性能を確保するためには乾燥したものを保管しなければならないという倉庫も併せて整備をしていかなければならないという問題もあります。現在個人で乾燥機を導入するというものについては、国や道の補助制度はないような状態、状況です。一方でですが、経営力強化を目的としました効率化や集約化のための共同利用施設、こういったものについてコスト削減、作業の軽労化などのため、こういったものの機器類の整備に対しては補助制度がございます。この機械化などの取組については、漁業者の自立的、主体的な取組として行われることで、漁業者の士気が高まって初めてその効果が期待できるのではないかとこのように考えていまして、これらに関する要望が漁業者などからありましたら、その取組に対して協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 11番、田畑君。

○11番(田畑隆章君) ありがとうございます。

時間がないので、次の質問に移らせていただきます。降雨災害でダムの事前放流、3日前から事前放流していただけるというようなことで、それと道の治水事務所、北電、そして私たちの町が密接な連携を取っていけば、気象予報士とかの指導がなくてもある程度進めていかれるかなという気はしております。その中で、3番目について再質問させていただきます。これは、要支援者、車椅子の方とか、それから心臓が悪いよとか脳溢血で手足が不自由だよというような要支援者の方に対してどうしていったらいいのかということで、御答弁の中でなるほどなと思ったのは、介護サービス利用者の担当ケアマネジャー、確かにそれぞれの人にはケアマネジャーがおられるな、介護担当部局、町の担当部局等々と一緒に要支援者の心配をしてあげることが正しいことだと私も思います。ついては、安心して逃げていただけるように、常にこのケアマネジャーさん

と情報の提供、それからボランティアができる自治会の担当者等々と連絡調整が必要なのだと思うのですけれども、実は自治会担当者というのは高齢者だと思うのです、ほとんどが。ほとんどが高齢者だと思うのです。ということは、一緒に逃げなければならない人たちだと思うのです。ですから、町側としては、遠慮しないでどんどん自治会にこういうことをやったらどうですかという提案をしていっていいのではないかなと思っています。この1点目は、ケアマネジャーさんにしっかりとした情報提供と、それと同じように自治会担当者に情報提供ということで、そういうふうに進めていかれると思うのですけれども、そう受け取ってよかったですか。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務課長。

○総務課長(上田賢朗君) 要支援者への対応につきましては、現在名簿は町のほうで持っています。その名簿の中で、町内各地域で住まわれていますので、津波のときですとか大雨のときですとか、そういったときに実際に避難の対象となる方、そういった方というのはまだ絞り込みができてございません。ですので、そういった名簿の中で絞り込みをしていく中で、必要に応じてケアマネジャーですとかそういった方と情報連携を取って、対象となる方御本人の意思確認もしなければなりませんので、自治会に公表していいよというふうになれば自治会のほうともお話をしていかなければならないというふうな状況にありますので、まずはそういったところの整理をしていきたいというふうを考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、田畑君。

○11番(田畑隆章君) そのとおり今はできていないけれども、もうすぐできるような状況にあるのではないかなと私は思っています。防災担当の自治会の担当者は、そういったことを待っているのではないかなと思いますので、ぜひ頑張ってくださいなと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長(福嶋尚人君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

(午後 3時14分)